

# NTT東日本・西日本における光回線の 卸売サービスの提供状況について

---

平成28年9月13日  
総務省総合通信基盤局

# 1 報告の経緯について

---

# 情報通信審議会への報告の背景について

	経緯	NTT東西からの報告・届出
平成27年 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)が、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始</li> <li>● 総務省は、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(サービス卸ガイドライン)を策定 併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請。           <ul style="list-style-type: none"> <li>— サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保</li> <li>— サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応</li> <li>— サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告</li> </ul> </li> </ul>	直近では28年6月30日報告 (※)NTT西日本は28年8月5日に追加報告
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正電気通信事業法の成立・公布(施行は公布後1年以内)           <ul style="list-style-type: none"> <li>— 卸電気通信役務の事後届出制が導入。総務大臣は届出内容を整理・公表</li> </ul> </li> </ul>	
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気通信事業報告規則の改正           <ul style="list-style-type: none"> <li>— 卸電気通信役務の提供に関して、卸契約数、卸先事業者の数及び名称、契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び契約数を報告(四半期ごと)</li> </ul> </li> </ul>	直近では28年7月29日報告
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正電気通信事業法の施行(5月21日)           <ul style="list-style-type: none"> <li>— NTT東西が提供するサービス卸については、以下のいずれかに該当する者との契約について、その内容に関する遅滞のない届出が求められる:            ①NTT東西の特定関係法人(5万回線以上の卸先)、②50万回線以上の卸先、            ③移動通信事業者(MNO)</li> <li>— 届出の内容は、契約書の写しのほか、卸電気通信役務の内容・料金、卸先事業者に支払う金銭等、卸先事業者又はその利用者の権利又は義務に重要な関係を有する提供条件 等</li> </ul> </li> </ul>	28年7月29日届出 要件に該当した事業者4社: <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>

委員限り

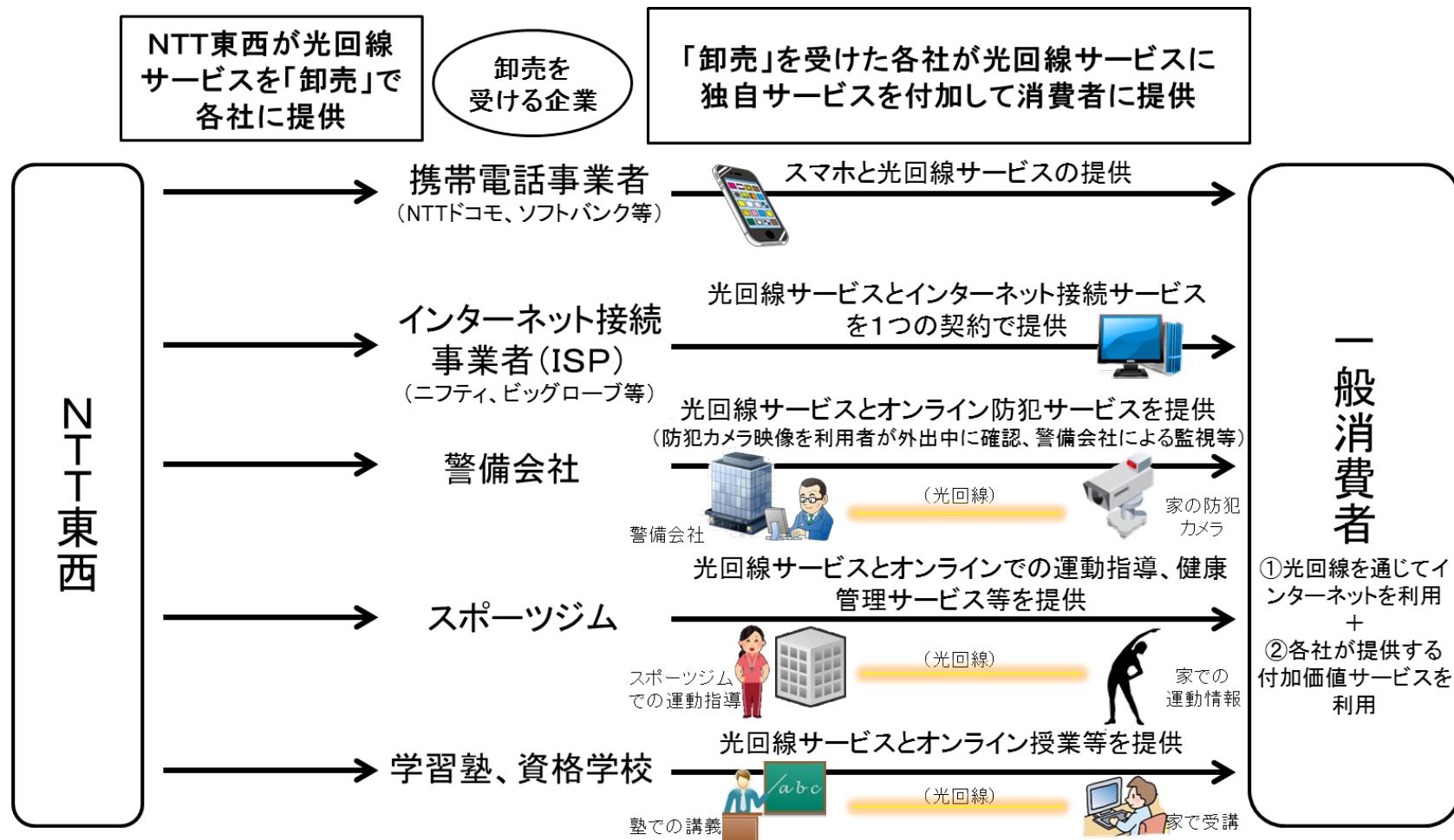
➡ NTT東西からの上記報告・届出を踏まえ、NTT東西におけるサービス卸の提供状況及びサービス卸に係る市場動向について、透明性を確保する観点から、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告する。

# NTT東西からの卸電気通信役務に係る届出の概要

主な届出項目	主な届出内容
提供卸電気通信役務の内容	FTTHアクセスサービス
提供卸電気通信役務に関する料金	定額メニュー及び二段階定額メニューの月額料金
提供卸電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	1回線あたりの奨励金
NTT東西及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項	<p>【NTT東西の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸先電気通信事業者が所定の日までに書面で通知した場合に契約を解除する旨</li> </ul> <p>【卸先電気通信事業者の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の承諾を得ることなく提供卸電気通信役務を第三者に対しての卸電気通信役務として提供することの禁止、提供卸電気通信役務を主として自己の用に供することの禁止、提供卸電気通信役務を利用したサービスの利用者に対してその契約解除を勧奨し、NTT東日本(NTT西日本)以外が提供するサービスへの乗り換えを故意に促進することの禁止</li> </ul>
NTT東西及び卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項	<p>【NTT東西が利用者に対して負うべき責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信設備の保守上・工事上やむを得ない場合等における、サービスの利用者への直接連絡等に関する事項</li> </ul> <p>【卸先電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスに対する改善要望、料金等に対する苦情・問い合わせ等には、卸先電気通信事業者が対応する旨</li> </ul>
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法	1の工事ごとの基本工事費
①卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供条件又は②卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項	<p>【①に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声利用IP通信網サービス、端末設備貸出サービス、フレッツ・テレビ伝送サービス</li> </ul> <p>【②に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リモートサポートサービス</li> </ul>
有効期間を定めるときは、その期間	奨励金に係る有効期間

# (参考)NTT東西による光回線の卸売サービス

- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。
- 開始に当たり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。



(参考) NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月公表・平成28年5月一部改定) 概要

- サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを策定。

【サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為	
卸提供事業者 (NTT東西)	指定電気通信役務に関する規律(第20条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	①競争阻害的な料金の設定等 ②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤競争阻害的な情報収集	⑥情報の目的外利用 ⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条)	①競争阻害的な料金の設定等 ②契約前の説明義務の履行不十分 ③書面交付義務の履行不十分 ④苦情等の処理の履行不十分 ⑤不実告知、事実不告知 ⑥勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	⑦卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先事業者 (NTTドコモに限る。)	提供条件の説明(第26条) 書面の交付(第26条の2) 苦情等の処理(第27条) 電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) 媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	①競争阻害的な料金の設定等 ②排他的な割引サービス ③関係事業者と一体となって行う排他的な業務 ④契約前の説明義務の履行不十分 ⑤書面交付義務の履行不十分 ⑥苦情等の処理の履行不十分 ⑦不実告知、事実不告知	⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑨卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先契約代理業者 (販売代理店)	提供条件の説明(第26条) 電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2)	①契約前の説明義務の履行不十分 ②不実告知、事実不告知 ③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為	

## 2 NTT東西におけるサービス卸 の提供状況について

- サービス卸の提供における「公平性」については、NTT東西と卸先事業者との契約関係における不当な差別的取扱いの有無、具体的には、改正電気通信事業法に基づく届出において、NTT東西から個別事項の届出を受けている卸先事業者<sup>(※1)</sup>（以下「届出対象事業者」という。）4事業者<sup>(※2)</sup>との契約、NTT東西と届出対象事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認。
- また、「適正性」については、NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応、具体的には、同ガイドラインに規定された「特定卸役務について卸提供事業者が行う行為」として、電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等を確認。

確認内容		確認手法
公平性	届出対象事業者との契約内容の公平性	届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件の確認
	届出対象事業者以外の卸先事業者との契約内容の公平性	届出対象事業者以外の卸先事業者による、届出対象事業者の料金その他の提供条件の確認
適正性	NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の適正性	サービス卸ガイドライン等の対応状況の確認

※ 1 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条の7に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者。

- ① NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者
- ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

※2

委員限り

- NTT東西と届出対象事業者との個別契約内容の確認を行ったところ、料金その他の提供条件について、届出対象事業者の間で金額面や条件面での相違は確認されなかった。

【光コラボレーションモデルに関する契約】

事項	確認結果
規定内容	届出対象事業者の間で契約書に規定されている項目や規定内容に相違は認められなかった。
事項	確認結果

【例：IP通信網サービスに係る提供条件等】

事項	主な提供料金(税別)等		確認結果
提供サービス	定額料金メニュー（平成27年2月から提供）	二段階定額料金メニュー（平成28年1月から提供）	
提供料金	利用料金 (月額)		届出対象事業者の間で金額や条件に相違は認められなかった。
	転用手続き費		
	工事費		
提供条件			
奨励金			委員限り

# 届出対象事業者以外の卸先事業者に対する料金その他の提供条件について

- 公平性の検証に資するため、総務省において、NTT東西から届出を受けている届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件に係る概要資料を作成し、当該資料の閲覧を希望する卸先事業者の閲覧に供することにより、卸先事業者による契約内容の確認を実施(実施概要は以下のとおり)。
- 閲覧に参加した卸先事業者からは、総務省がNTT東西から届出を受けている料金その他の提供条件と比較して、相違があるとする意見はなかった。
- また、併せて、閲覧に参加した卸先事業者からは主に以下のような観点からの意見や要望があったが、卸先事業者から明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はなかった。
  - 関連システムの操作性や利便性
  - 契約手続における利便性や効率性
  - サービス卸の提供料金の料金水準
  - NTT東西における光回線サービスの小売やサービス卸の開通までの期間
  - NTT東西における光回線サービスの小売や大手卸先事業者のサービスとの競争環境

対象者	NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結し、現にサービス卸を活用したサービスを提供している事業者
選定方法	NTT東西のホームページにおいて「コラボレーション事業者」として公表されている卸先事業者に対して 総務省から個別に案内(約390社(6月末時点))
実施時期	平成28年8月17日(水)～8月31日(水)(於:総務省)
閲覧者数	52事業者

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西より、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等の電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないことを報告。
- また、行政指導で求めている日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保<sup>(※1)</sup>や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等<sup>(※2)</sup>についても、行政指導に反する行為に該当する事実はないことを報告。
- 総務省において、NTT東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点においては、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。

※1 日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保については、以下の①～③のとおり。

- ① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋  
：「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋  
：「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋  
：「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

※2 NTT東西に対して、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参考すべきことを明示して、周知することを求めている。

# NTT東西におけるガイドラインを踏まえた対応 ②

ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果																																
競争阻害的な料金の設定等	§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に、同一の提供料金(工事費、手続費等を含む。)、提供条件等が規定されていることを確認するとともに、閲覧手続(本資料P9)においても相違がないことを確認。</li> <li>契約書等に、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> </ul>																																
	§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引※1を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に、同一の割引料金、奨励金が適用されていることを確認するとともに、閲覧手続において相違がないことを確認。</li> </ul>																																
	§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること及び当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> </ul>																																
	§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト※2を下回る料金※3を設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額メニュー及びNTT東日本の二段階定額メニューに係る特定卸役務の料金は、適正なコスト(一利用者当たりの接続料相当額)を下回る料金が設定されていないことを確認(いずれも平成27年度時点)。</li> <li>NTT西日本の二段階定額メニューに係る特定卸役務の料金については、平成27年度の回線当たり卸料金の平均額が接続料相当額を下回る料金が設定されていないことを確認(いずれも平成27年度時点)。</li> </ul>																																
	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金※3を設定すること。</p> <p>※1 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかな販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。</p> <p>※2 サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。</p> <p>※3 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸役務の料金は利用者に対する料金よりも高い料金が設定されていないことを確認(いずれも平成27年度時点)。</li> <li>契約書等に、利用者に対する料金よりも高い提供料金(工事費、手続費等を含む。)が設定されていないことを確認。</li> </ul>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>接続料相当額<sup>注1</sup></th> <th>卸料金</th> <th>利用者料金<sup>注2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定額</td> <td>戸建</td> <td>NTT東</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>集合</td> <td>NTT西</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">二段階定額</td> <td>戸建</td> <td>NTT東</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTT西</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTT東</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTT西</td> <td></td> <td>提供なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">委員限り</p>						接続料相当額 <sup>注1</sup>	卸料金	利用者料金 <sup>注2</sup>	定額	戸建	NTT東			集合	NTT西			二段階定額	戸建	NTT東				NTT西				NTT東				NTT西		提供なし
		接続料相当額 <sup>注1</sup>	卸料金	利用者料金 <sup>注2</sup>																														
定額	戸建	NTT東																																
	集合	NTT西																																
二段階定額	戸建	NTT東																																
		NTT西																																
		NTT東																																
		NTT西		提供なし																														
<p>注1 平成27年度の加入光ファイバ及びNGNの接続料及び局内装置等に係る費用を平均的なユーザー数(平成26年度末時点)で除して算定したもの。</p> <p>注2 フレッツ光ネクストの代表的な割引を適用した料金。</p>																																		

# NTT東西におけるガイドラインを踏まえた対応 ③

ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い	<p>§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸役務の提供手續については「光コラボレーションモデルの提供条件等について」に規定・公表(平成26年10月NTT東西)されていることを確認。</li> <li>契約書等に、契約の開始・解除に係る規定について異なる条件等が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
技術的条件に係る不当な差別的取扱い	<p>§ 特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸役務に係る技術的条件については「IP通信網サービス契約約款及び技術的参考資料(IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規定・公表されていることを確認。</li> <li>卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。</li> <li>契約書等に、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
サービス仕様に係る不当な差別的取扱い	<p>§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に、同一の禁止事項や商標利用に係る条件等が規定されていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
競争阻害的な情報収集	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われていないことを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>

# NTT東西におけるガイドラインを踏まえた対応 ④

ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果
情報の目的外利用	§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
情報提供に係る不当な差別的取扱い	§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
業務に関する不当な規律・干渉	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>・卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>
業務の受託に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていること及び当該差別的取扱いに該当する事例がないことを確認。</li> </ul>

## 卸先事業者が提供するサービスの不適切勧誘について

- 総務省は、平成27年1月末、サービス卸の開始に際して、関係の業界団体に対して消費者保護の取組を要請。
- しかしながら、サービス卸の開始以降、電気通信事業法第26条に規定する説明義務違反等の不適切勧誘が認められたため、平成27年2月に、卸先事業者2社に対し、行政指導を実施。このうちの1社については、再度の不適切勧誘が認められたため、同年12月に2度目の行政指導(警告)を実施。

<行政指導の対象となった不適切な電話勧誘の例>

- 利用者が申込みを行った認識がないのに転用の手続が進められた事案
- NTT東西からの連絡であると誤認させるような紛らわしい、又は虚偽の説明が行われた事案
- 利用者が現在支払っている料金を確認せずに、「今よりも安くなる」と断定的に案内しつつ、複数のオプションサービスに加入させ、合計額では、現在の契約よりも高額な契約を結ばせている事案 等

- 平成27年12月には、サービス卸を利用したサービスの不適切な電話勧誘について注意喚起を実施※1。

平成28年2月には、国民生活センターからも、全国の消費生活センターにサービス卸に係るトラブル事例が寄せられているとして注意喚起が行われ※2、これを受けて総務省は関係の業界団体に対して改めて対応を要請。

※1 総務省報道発表:「光アクセス回線サービスの卸売を受けて提供するサービスの不適切な電話勧誘についての注意喚起」(平成27年12月4日)

※2 (独)国民生活センター報道発表:「光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意!」(平成28年2月12日)

発表によれば、卸先事業者が提供する光回線サービスに関して全国の消費生活センターに寄せられた相談は、平成27年2月のサービス開始からの1年間で9,420件とされている(平成28年1月31までの登録分)。

- 改正電気通信事業法(平成28年5月21日施行)等により消費者保護ルールの充実が図られたところ※3、総務省は、その施行に際して「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(平成28年5月20日)を策定。

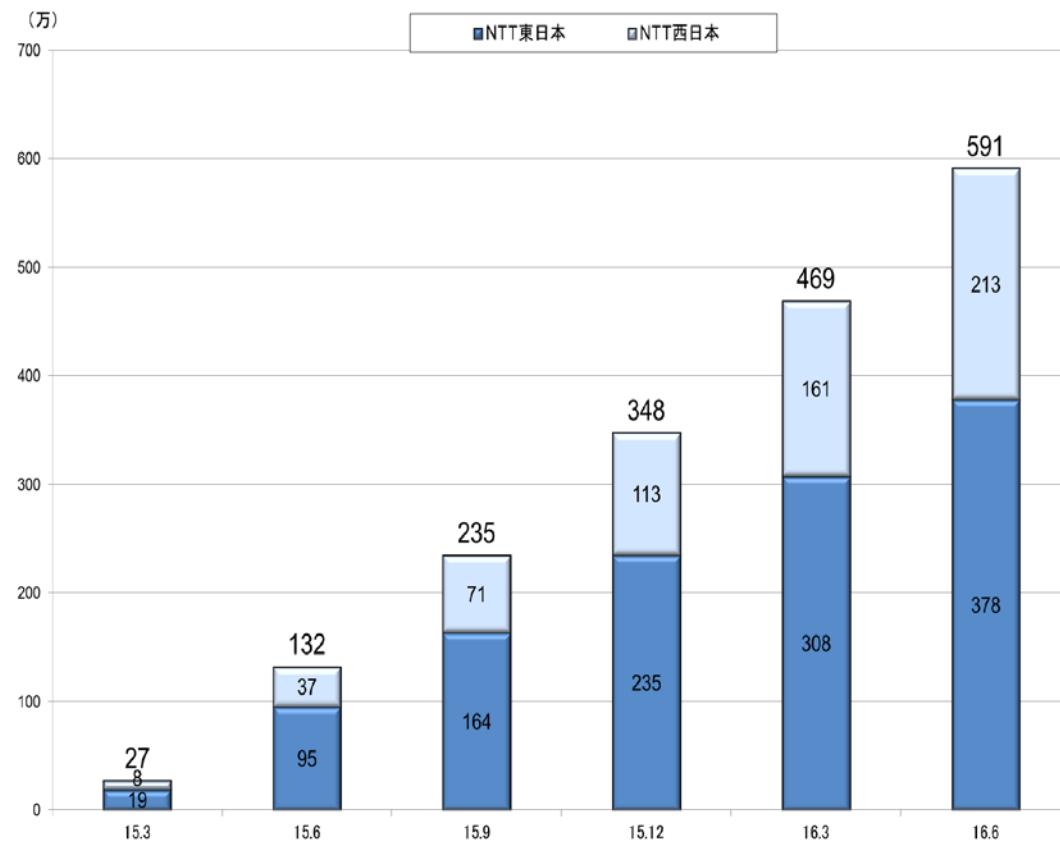
※3 説明義務の充実、書面交付義務導入、初期契約解除制度導入、不実告知等・勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務等の導入

### 3 サービス卸に係る市場動向

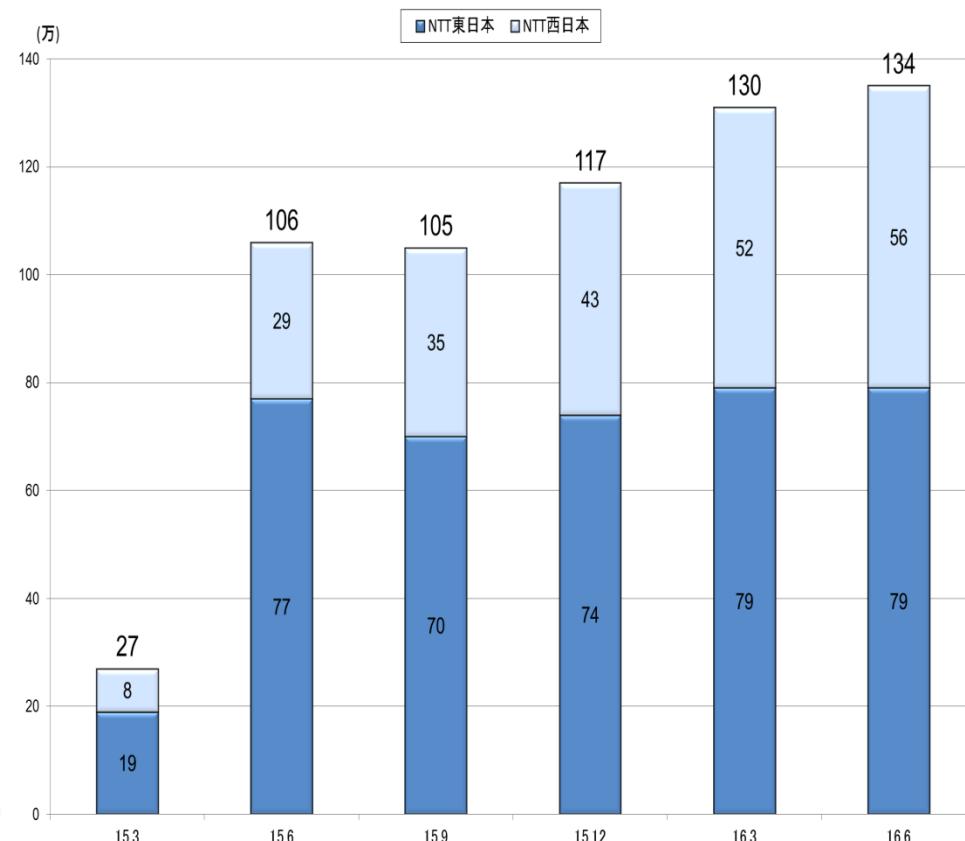
# サービス卸の卸契約数・開通数

- NTT東西合計の卸契約数は591万(前期比+122万、前年同期比+459万)(2016年6月末)。NTT東西別でみると、NTT東日本は378万(前期比+70万、前年同期比+283万)、NTT西日本は213万(前期比+52万、前年同期比+176万)。
- 直近の四半期(2016年4月～6月)のNTT東西合計の卸開通数は134万(前期比+4万、前年同期比+28万)。NTT東西別でみると、NTT東日本は79万(前期比±0万、前年同期比+2万)、NTT西日本は56万(前期比+4万、前年同期比+27万)。

【卸契約数(NTT東西合計別、NTT東西別)】



【毎四半期の卸開通数(NTT東西合計、NTT東西別)】



(注1) 卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

(注2) 卸契約数は、NTT東西が2016年1月4日から開始した二段階定額メニュー(フレッツ光ライトプラス)の卸契約数を含む。

出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.12まで)、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告(2016.3以降)及びNTT提出資料

# サービス卸の卸開通数(新規・転用別)

- NTT東西合計の累計卸開通数(620万)のうち、**新規**は153万(25%、前期比+4.1ポイント、前年同期比+14.6ポイント)、**転用**は467万(75%、前期比▲4.1ポイント、前年同期比▲14.6ポイント)。引き続き、**転用**による利用が多くを占めているが、**新規**も増加してきている(2016年6月末)。

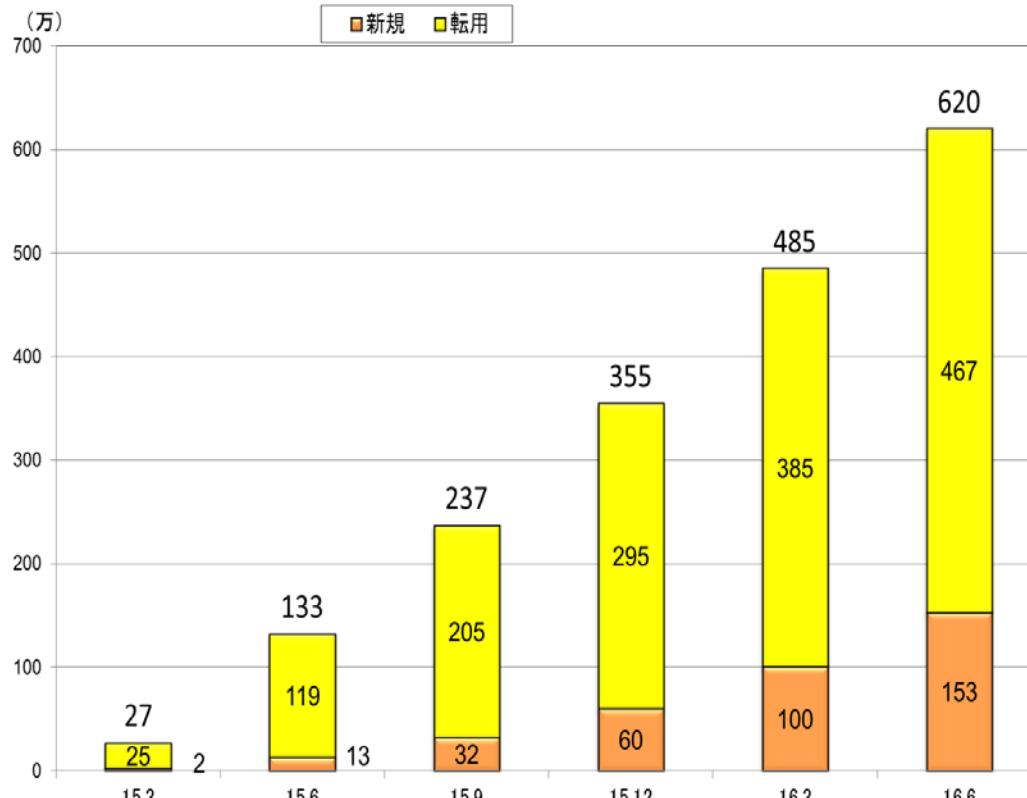
(参考)NTT東日本：新規が95万(24%)、転用が302万(76%) NTT西日本：新規が58万(26%)、転用が164万(74%)

- 直近の四半期(2016年6月末期)のNTT東西合計の卸開通数(134万)のうち、**新規**は53万(39%、前期比+8.5ポイント、前年同期比+28.6ポイント)、**転用**は82万(61%、前期比▲8.5ポイント、前年同期比▲28.6ポイント)。

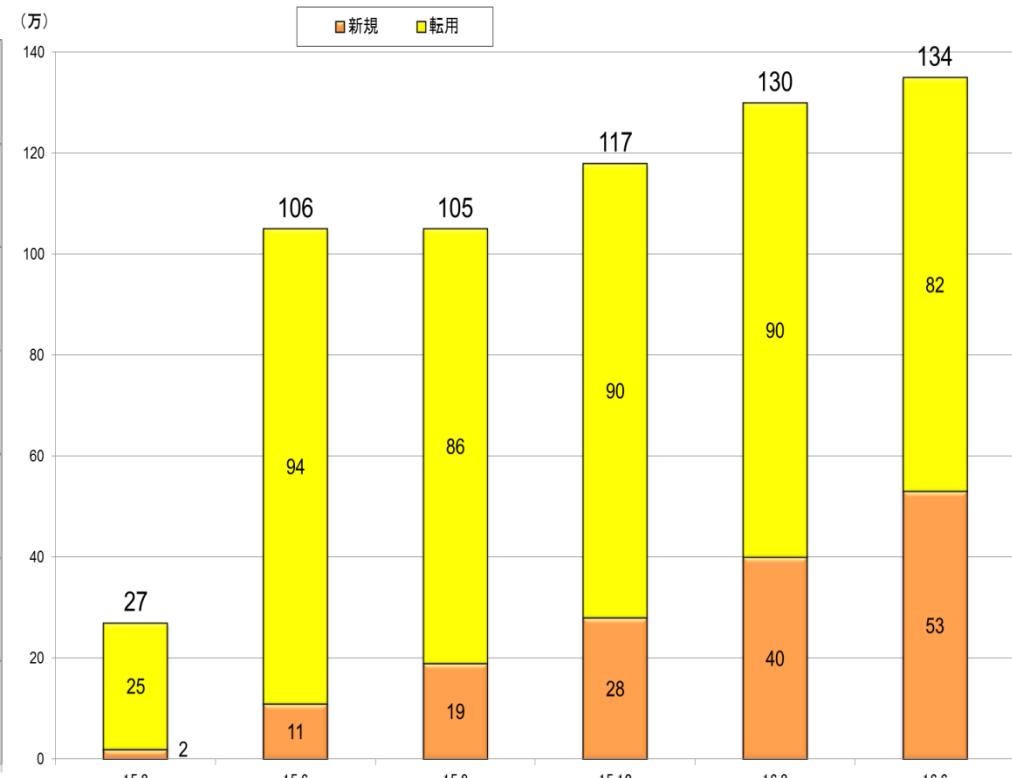
(参考)NTT東日本：新規が31万(40%)、転用が47万(60%) NTT西日本：新規が22万(39%)、転用が34万(61%)

※転用：「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

【累計卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



【毎四半期の卸開通数(NTT東西合計、新規・転用別)】



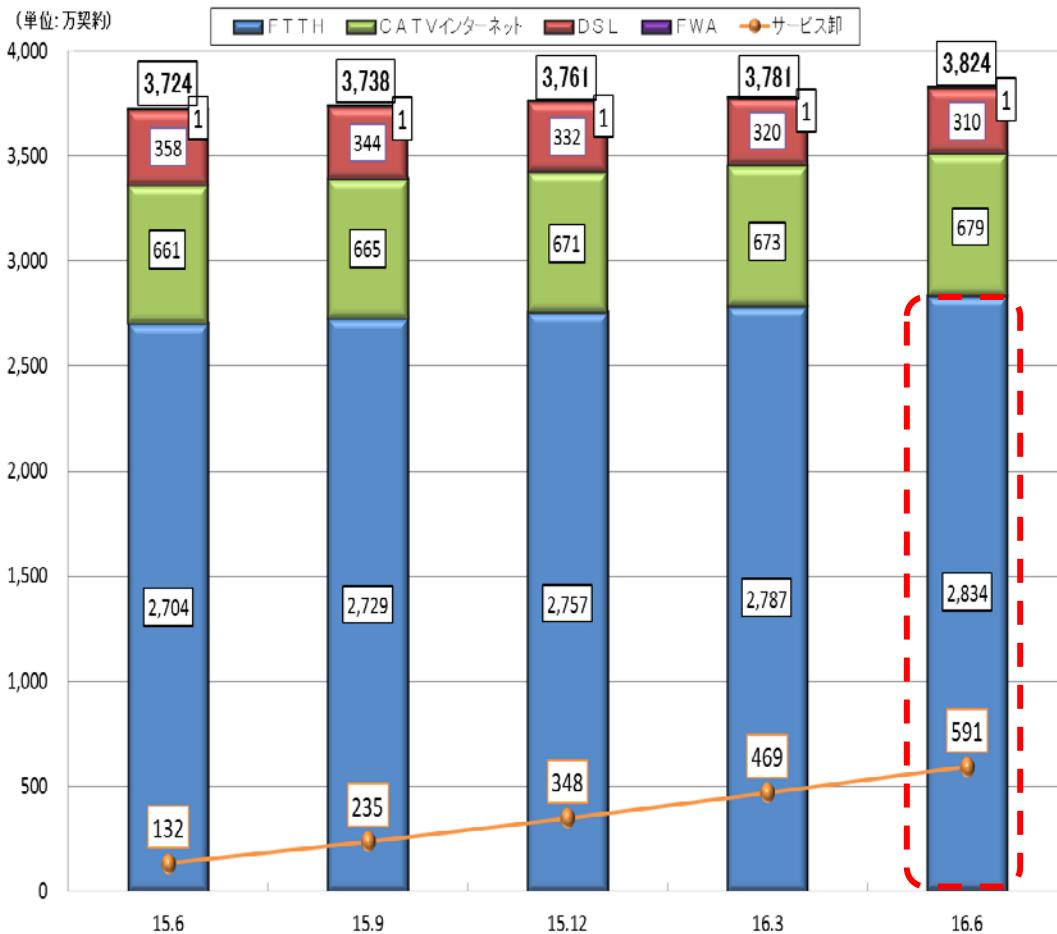
(注) NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所: NTT提出資料

# 固定系ブロードバンドサービスの契約数・純増減数

- 固定系ブロードバンドサービス※の契約数は**3,824万**(前期比+1.1%、前年同期比+2.7%)と**増加傾向を維持**している(2016年6月末)。
- FTTHの契約数は**2,834万**(前期比+1.7%、前年同期比+4.8%)に増加し、固定系ブロードバンド契約数全体の**74.1%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+1.5ポイント)。
- DSLは毎四半期で**10万超の純減**が**継続**している一方、FTTH及びCATVインターネットは**純増**を**維持**している。

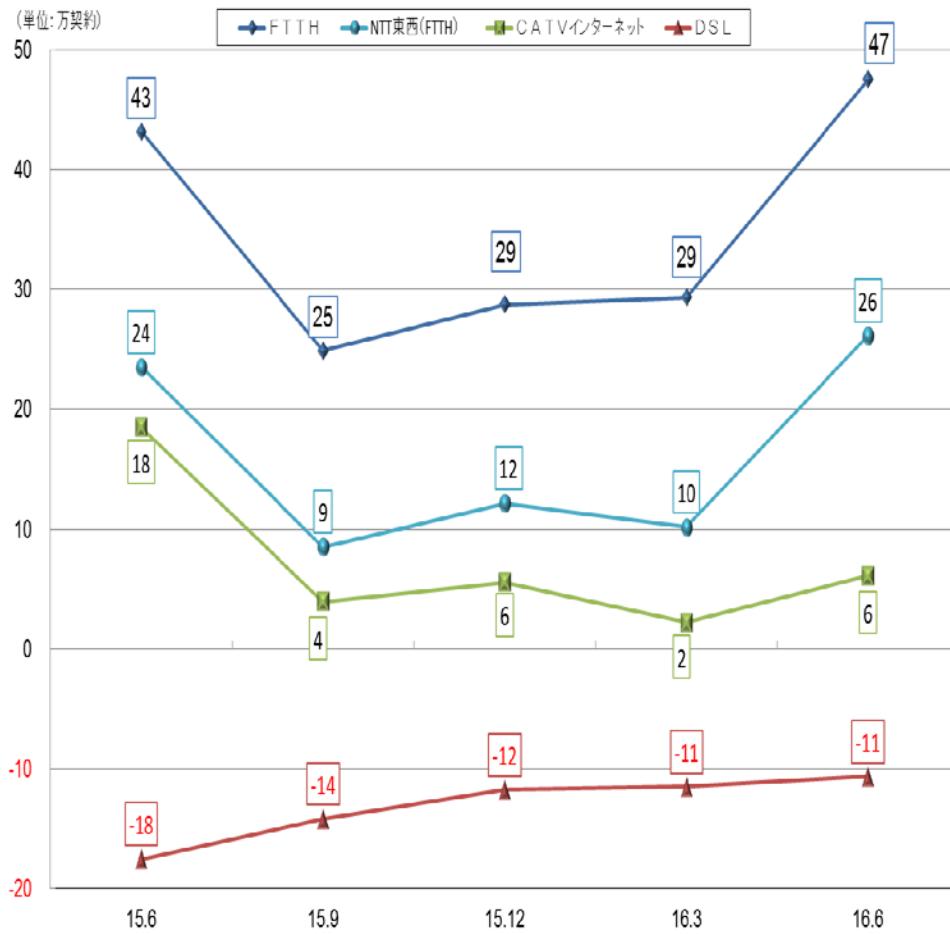
【固定系ブロードバンドサービス契約数】



(注) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

※FTTH、CATVインターネット、DSL及びFWAの合計

【固定系ブロードバンドサービス純増減数】

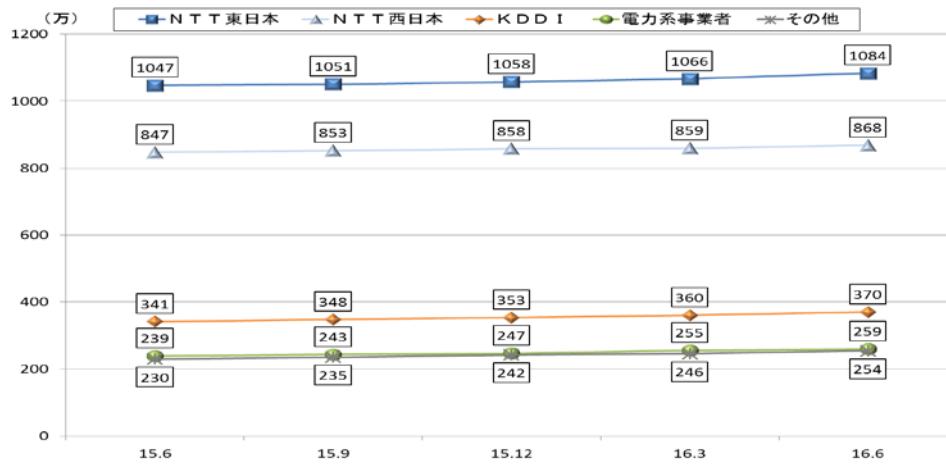


出所:「FTTHアクセスサービス等の御電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づく報告

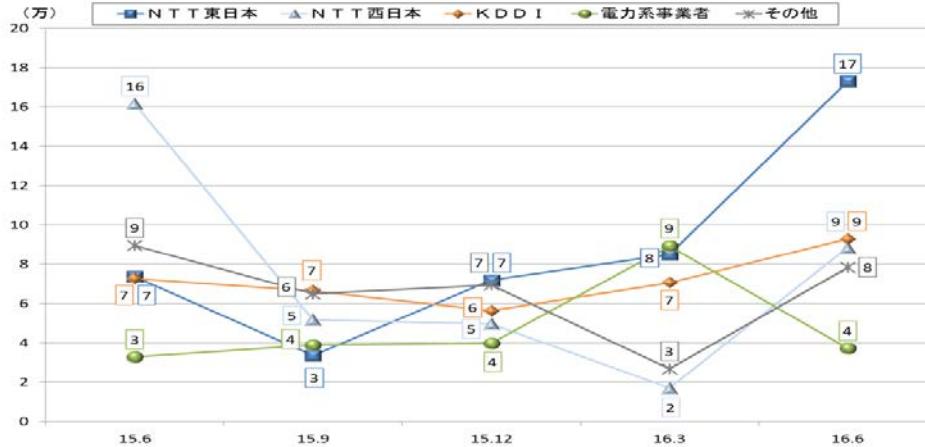
# FTTHの契約数等

- NTT東西を含む各事業者のFTTHの契約数が増加している中、**NTT東西のシェアは68.9%**(前期比▲0.2ポイント、前年同期比▲1.2ポイント)と**減少傾向**(2016年6月末)。KDDIのシェアは13.0%(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.4ポイント)、電力系事業者のシェアは9.1%(前期比±0.0ポイント、前年同期比+0.3ポイント)とほぼ横ばいで推移。

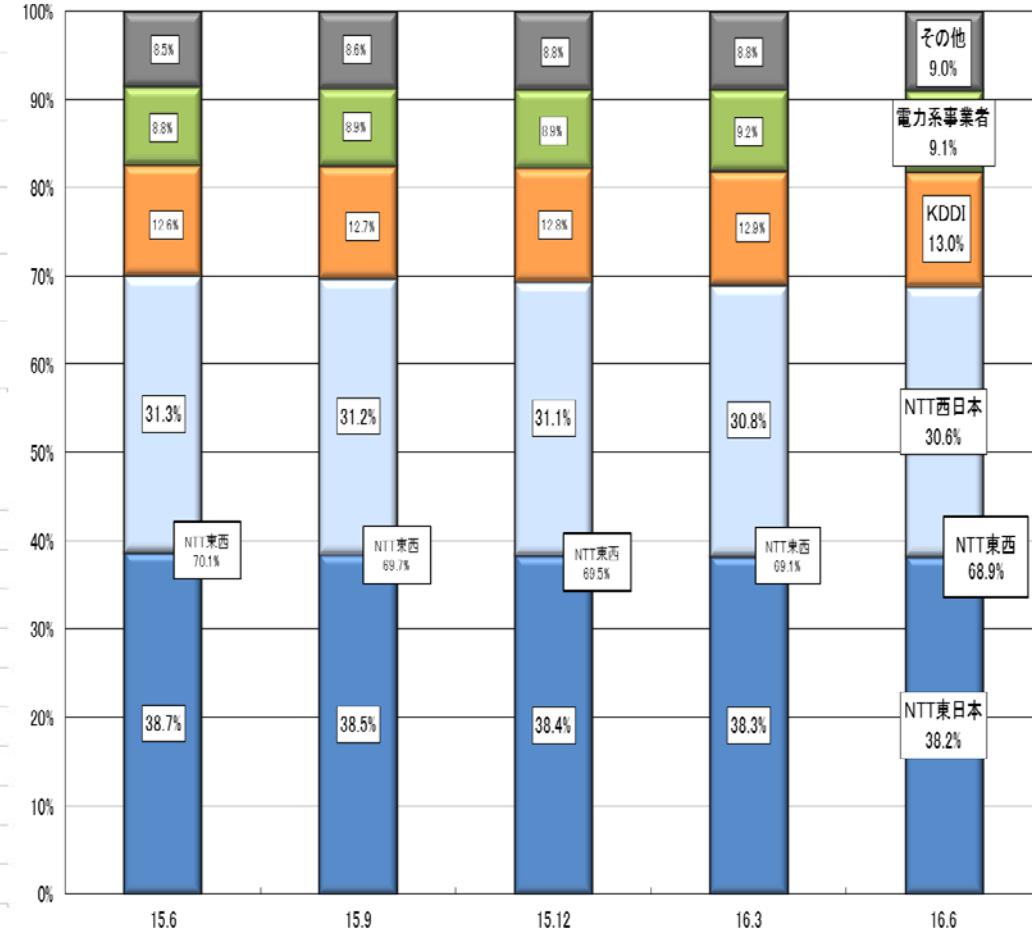
【FTTHの契約数】



【FTTH契約数の純増数】



【FTTH契約数における事業者シェア】



(注1) KDDIのシェアには、KDDI、沖縄セルラー、J:COMグループ及びCTCが含まれる。

(注2) 電力系事業者のシェアには、ケイ・オプティコム、九州通信ネットワーク、ファミリーネット・ジャパン、STNet及びエネルギア・コミュニケーションズが含まれる。

(注3) 事業者の契約数・シェアには、卸電気通信役務の提供に係るものも含まれる。

(注4) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

# FTTHの提供形態別契約数

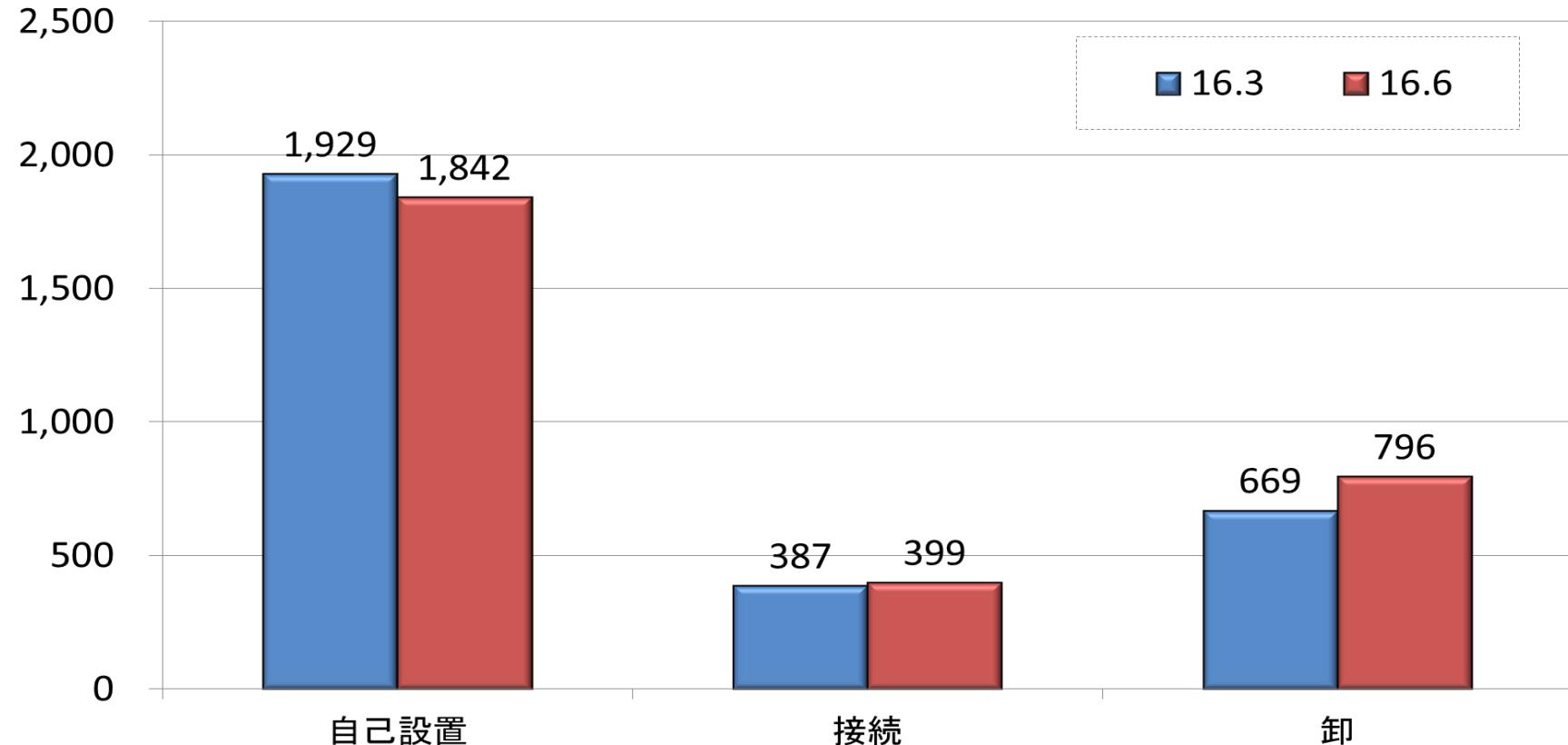
- FTTHの提供形態別※の契約数は、「自己設置」が1,842万(前期比▲87万)、「接続」が399万(前期比+12万)、「卸」が796万(前期比+127万)となっている(2016年6月末)。
- 「自己設置」の減少の要因として、直近の四半期(2016年6月末期)のサービス卸の卸開通数のうち、転用による利用が約6割を占めていることが考えられる。

※「自己設置」:電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

「接続」:電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

「卸」:電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

(単位:万契約)



(注1) 「自己設置」の契約数にNTT東西のサービス卸等の契約数は含まれない。

(注2) 「卸」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。

(注3) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

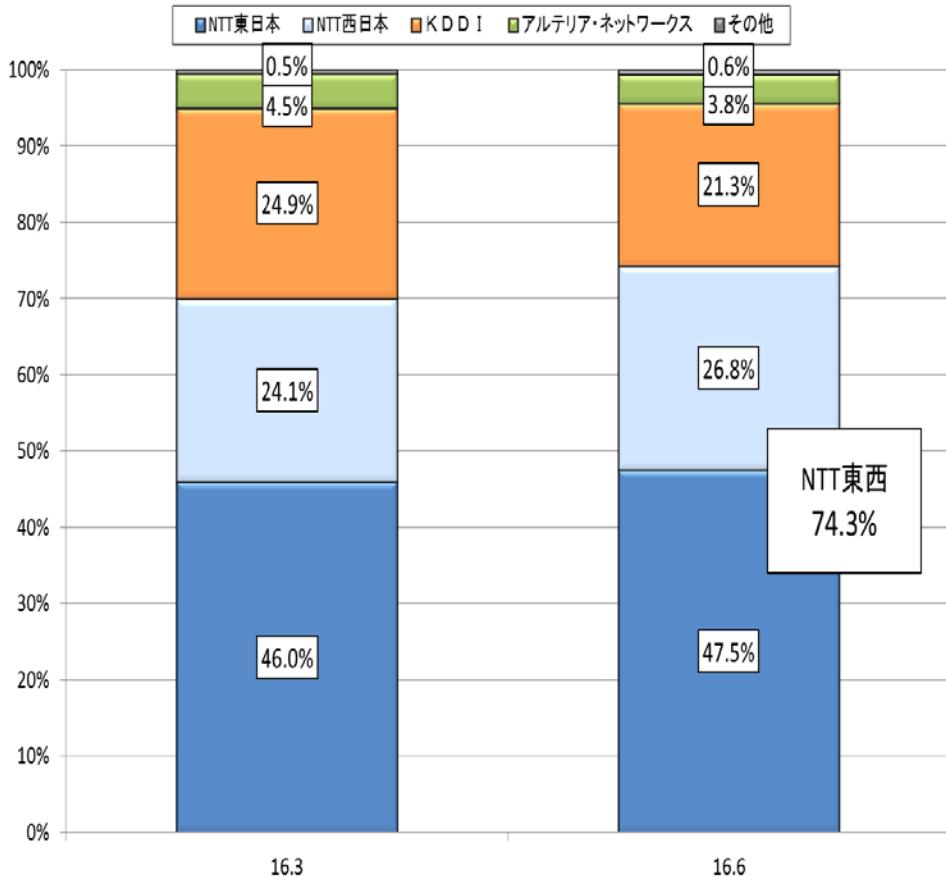
出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

# 卸電気通信役務を利用したFTTHの契約数における事業者シェア

- FTTHの契約数全体(2,834万)における卸電気通信役務を利用した契約数(796万)の割合は28.1%（前期比+4.1ポイント）（2016年6月末）。
- 卸電気通信役務を利用した契約数全体(796万)におけるNTT東西(サービス卸)の卸契約数(591万)の割合は74.3%（前期比+4.2ポイント）、KDDIの卸契約数(170万)が21.3%（前期比▲3.6ポイント）、アルテリア・ネットワークスの卸契約数(30万)が3.8%（前期比▲0.7ポイント）となっている（2016年6月末）。

委員限り

【FTTH卸契約数の卸元事業者別シェア】



(注) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

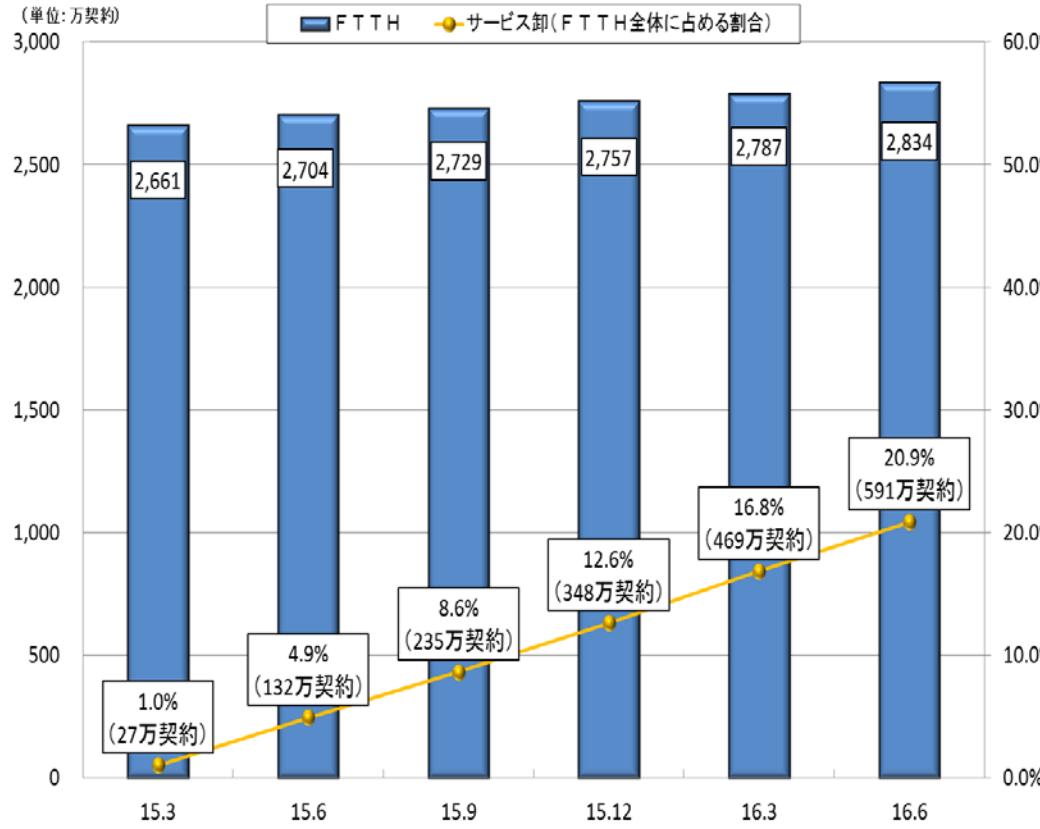
出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

# FTTH契約数におけるサービス卸の契約数の割合

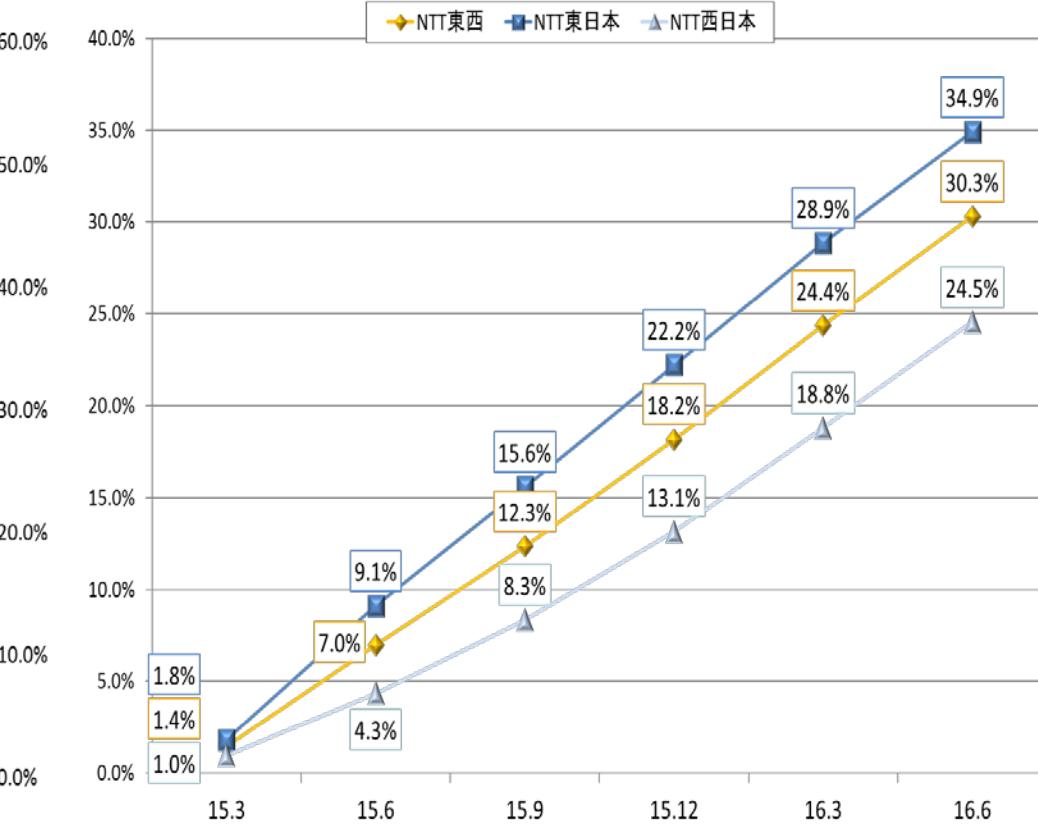
- FTTHの契約数全体(2,834万)におけるサービス卸の卸契約数※(591万)の割合は20.9% (前期比+4.0ポイント、前年同期比+16.0ポイント)(2016年6月末)。
- NTT東西のFTTH契約数(1,952万)におけるサービス卸の契約数の割合は30.3% (前期比+5.9ポイント、前年同期比+23.3ポイント)(2016年6月末)。NTT東西別でみると、NTT東日本のFTTH契約数(1,084万)におけるサービス卸の契約数(378万)の割合は34.9% (前期比+6.0ポイント、前年同期比+25.8ポイント)、NTT西日本のFTTH契約数(868万)におけるサービス卸の契約数(213万)の割合は24.5% (前期比+5.8ポイント、前年同期比+20.2ポイント)。

※サービス卸の卸契約数:NTT東西以外の事業者の卸電気通信役務を利用した契約数は含まれない。以下同じ。

【FTTH契約数・サービス卸契約数割合】



【NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数割合】

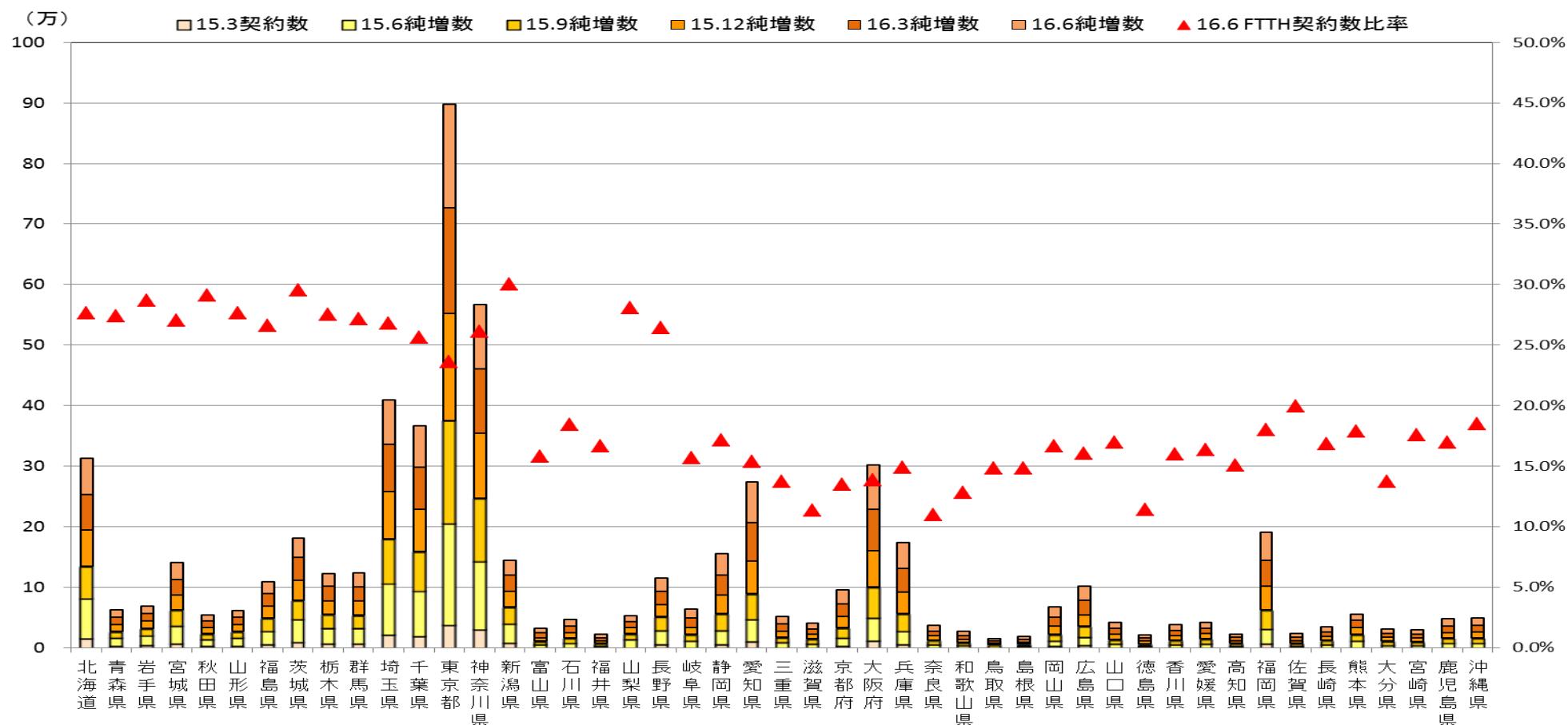


(注) 2016年6月末期のFTTH契約数については、速報値として集計したもの用いています。

出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づく報告

# サービス卸の都道府県別卸契約数

- 都道府県別のサービス卸の卸契約数は、東京都(90万、前期比+17万、前年同期比+69万)、神奈川県(57万、前期比+11万、前年同期比+42万)、埼玉県(41万、前期比+7万、前年同期比+30万)が40万契約を超えている(2016年6月末)。
- 西日本地域においては、大阪府(30万、前期比+7万、前年同期比+25万)、愛知県(27万、前期比+7万、前年同期比+23万)の卸契約数が25万契約を超えたものの、全体として低い水準。引き続き、「東高西低」の傾向。
- 都道府県別のFTTH契約数におけるサービス卸の卸契約数の割合は、東日本地域においては東京都(23.6%)を除く全ての県で25%を超えており、西日本地域では概ね15%前後となっている(2016年6月末)。



(注) 2016年6月末期のFTTH契約数については、速報値として集計したもの用いている。

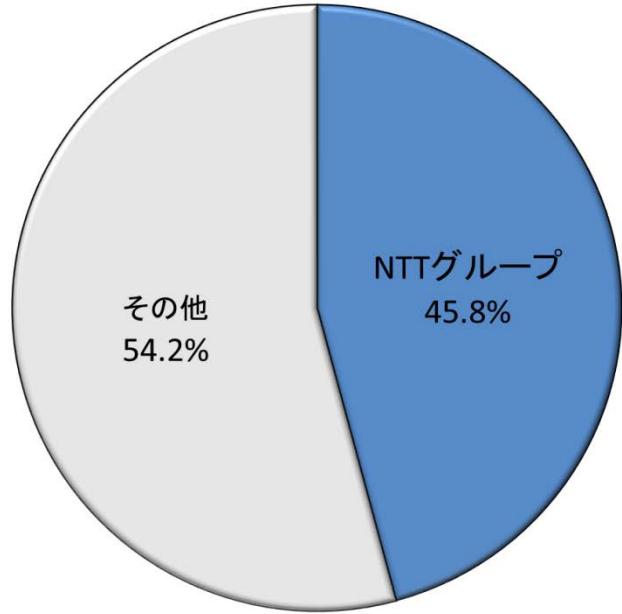
出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関する対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

# サービス卸の卸契約数シェア(グループ別・事業者形態別)

- サービス卸の卸契約数全体(591万)における**NTTグループ**※の卸契約数の割合は**45.8%**（前期比+0.6ポイント、前年同期比▲2.4ポイント）。4割台で推移。
- 事業者形態別では、**MNO**の卸契約数が**64.1%**（前期比+2.4ポイント、前年同期比+14.8ポイント）、次いで**ISP**の卸契約数が**27.9%**（前期比▲2.6ポイント、前年同期比▲14.9ポイント）。**MNO**の比率が継続的に高まっている。

※NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら

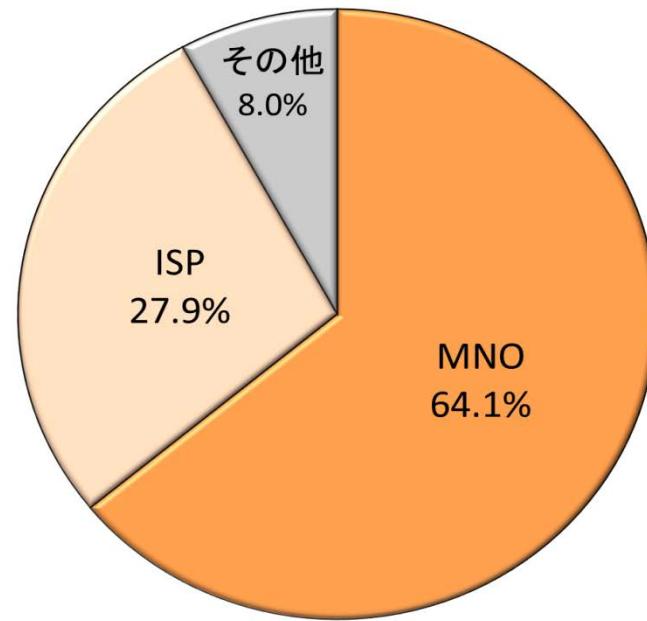
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2015.6	2015.9	2015.12	2016.3	2016.6
NTTグループ	48.2%	46.2%	44.6%	45.2%	45.8%

【事業者形態別】



(参考)MNO／ISPのシェアの推移

	2015.6	2015.9	2015.12	2016.3	2016.6
MNO	49.3%	53.5%	58.0%	61.7%	64.1%
ISP	42.8%	38.0%	33.1%	30.5%	27.9%

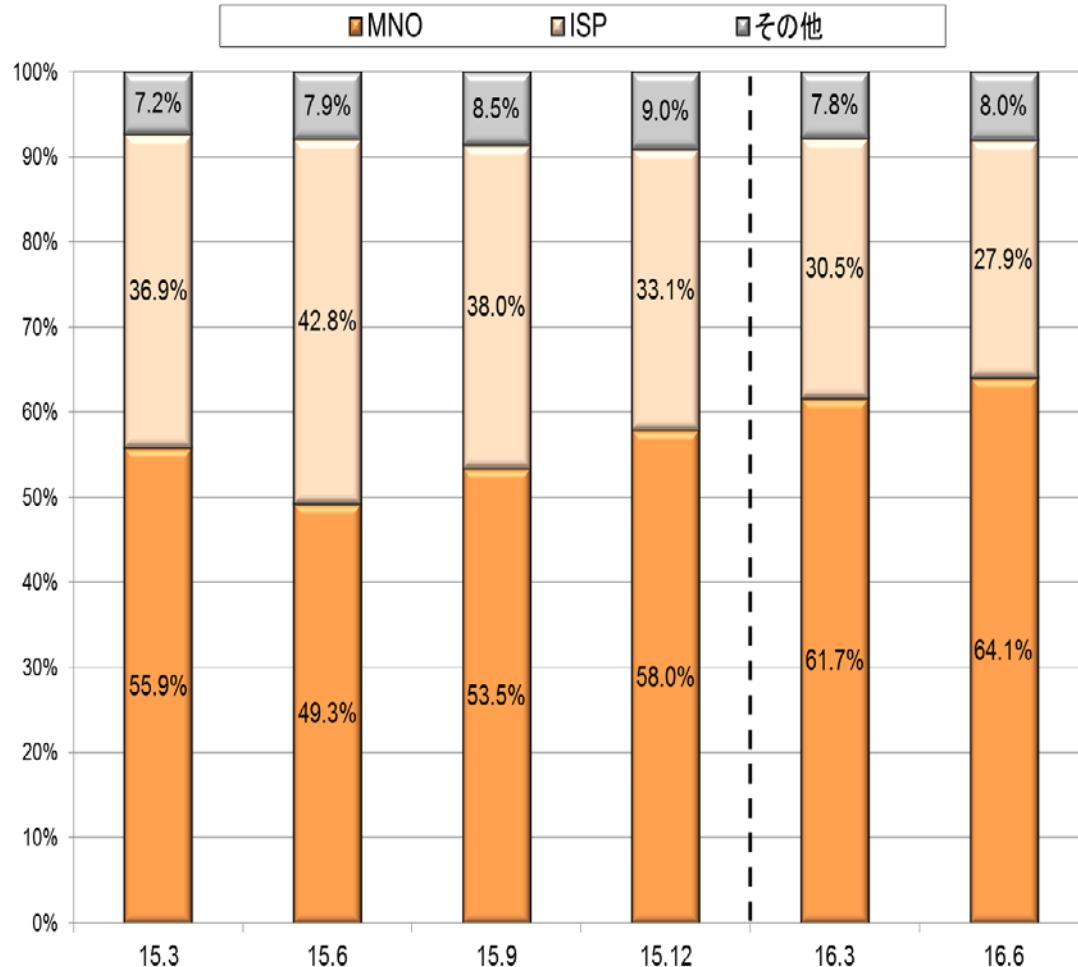
(注) NTT東西の「卸契約数総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づき作成。  
 「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関する対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.12まで)、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及びNTT西日本提出資料(2016.3以降)に基づき作成

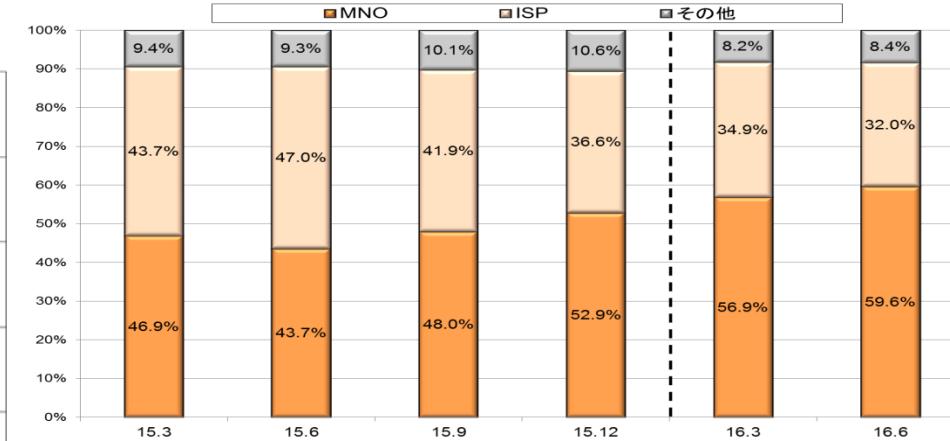
# サービス卸の卸契約数における事業者形態別シェア

- サービス卸の卸契約数における事業者形態別シェアは、引き続き、MNO及びISPを合わせて9割超で推移している。
- NTT東西ともにMNOのシェアが増加傾向で推移。NTT西日本は従前からMNOのシェアが高く、2016年6月末で7割超。

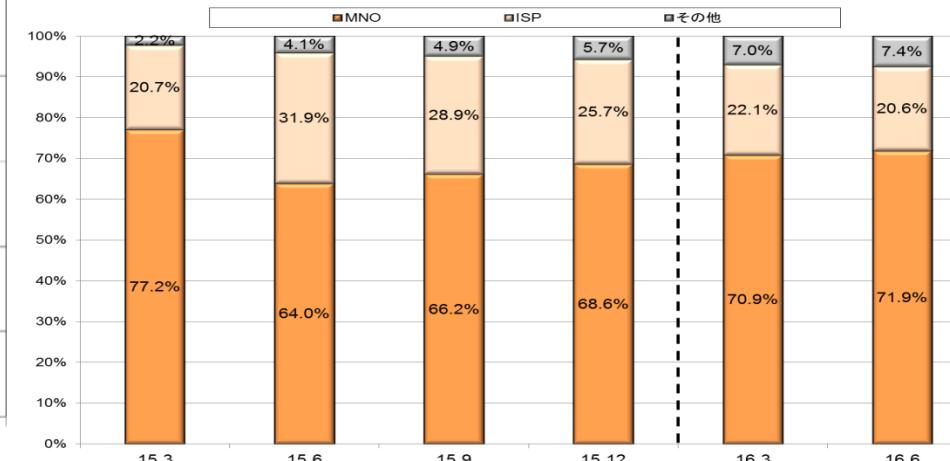
【NTT東西全体】



【NTT東日本】



【NTT西日本】

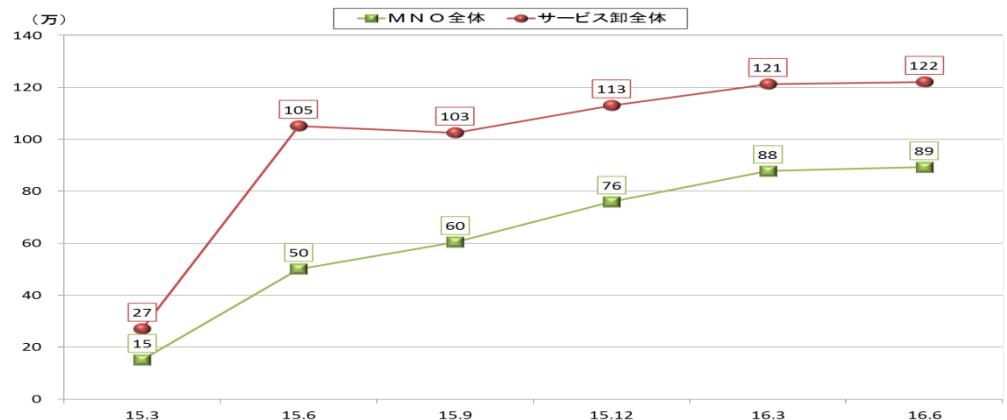


(注) NTT東西の「卸契約数総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づき作成。  
「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

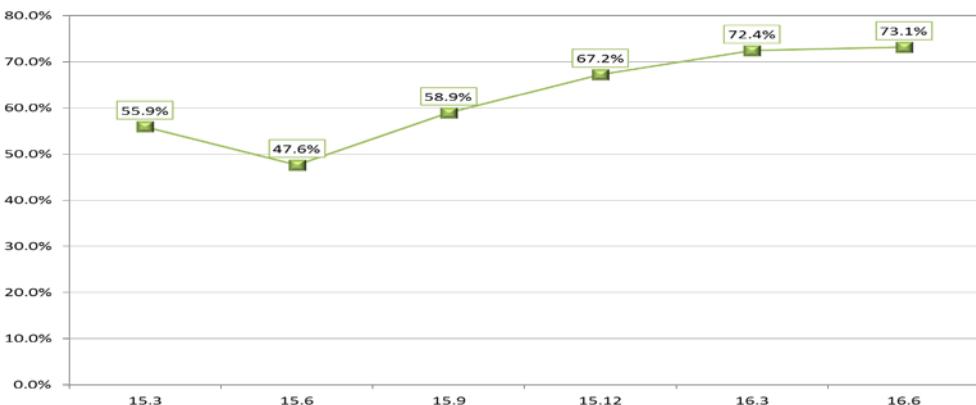
出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関する対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.12まで)、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及びNTT西日本提出資料(2016.3以降)に基づき作成

- サービス卸の卸契約数(2016年6月末)の純増数(122万、前期比+1万、前年同期比+17万)のうち、**MNOの卸契約数の純増数は89万**(前期比+1万、前年同期比+39万)。
- サービス卸の卸契約数の純増数におけるMNOの卸契約数の純増数の割合は**73.1%**(前期比+0.7ポイント、前年同期比+25.5ポイント)。

【MNO卸契約数の純増数】



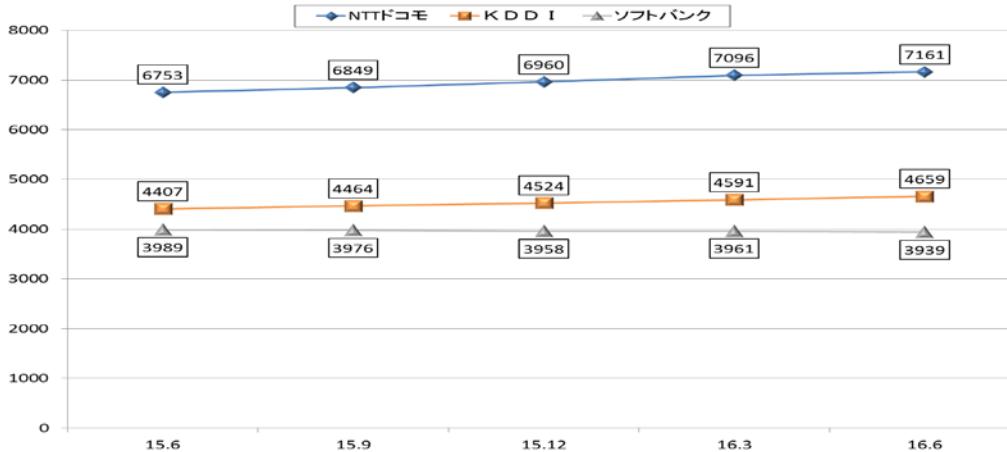
【サービス卸純増数におけるMNO卸契約純増数の割合】



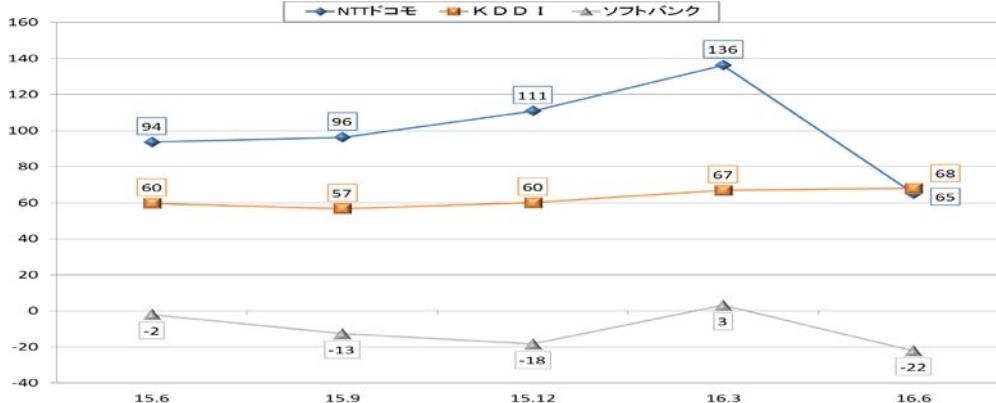
# 携帯電話の契約数等

- 携帯電話の契約数は**1億5,759万**(前期比+0.7%、前年同期比+4.0%)と**増加傾向を維持**している中、**NTTドコモの契約数(7,161万、前期比+0.9%、前年同期比+6.0%)**及び**KDDIの契約数(4,659万、前期比+1.5%、前年同期比+5.7%)**は**純増**、**ソフトバンクの契約数(3,939万、前期比▲0.6%、前年同期比▲1.3%)**は**純減**となっている(2016年6月末)。
- NTTドコモのシェア(45.4%、前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.9ポイント)及びKDDIのシェア(29.6%、前期比+0.2ポイント、前年同期比+0.5ポイント)は**微増**、ソフトバンクのシェア(25.0%、前期比▲0.3ポイント、前年同期比▲1.3ポイント)は**微減**となっている。

【携帯電話の契約数】



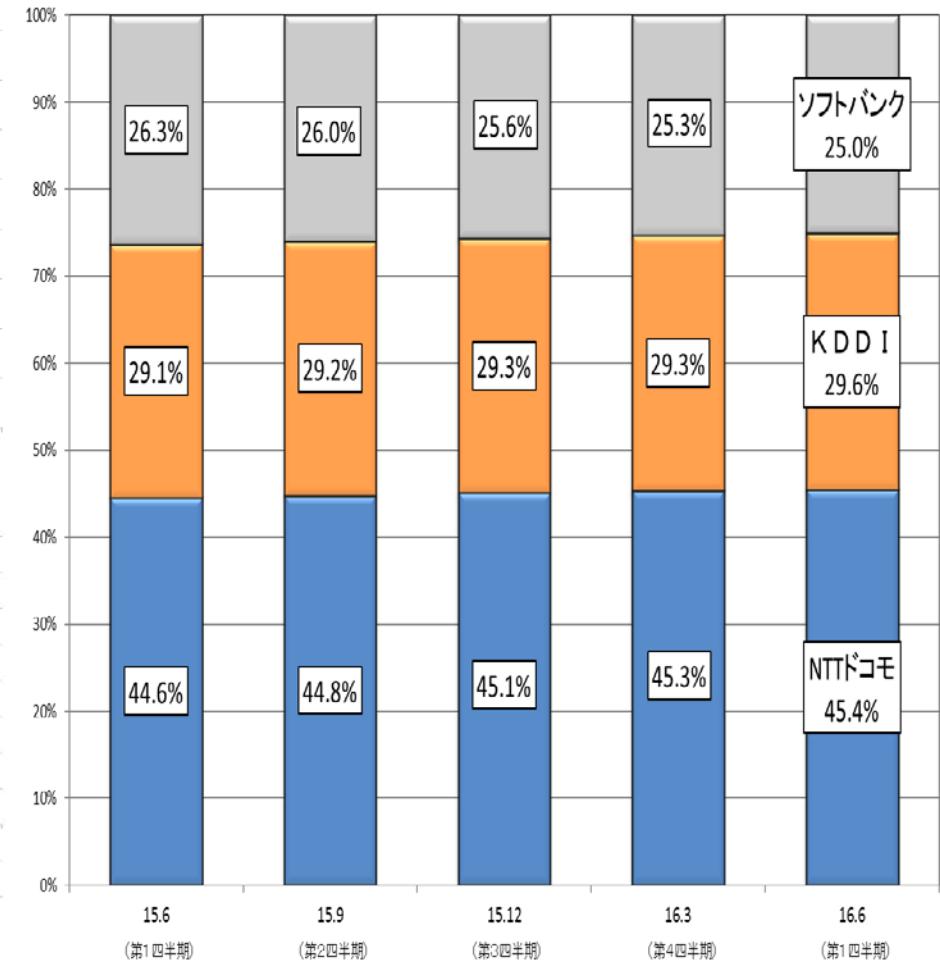
【携帯電話契約数の純増減数】



(注1) 事業者の契約数・シェアには、MVNOへの提供に係るものが含まれる。

(注2) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

【携帯電話契約数における事業者シェア】

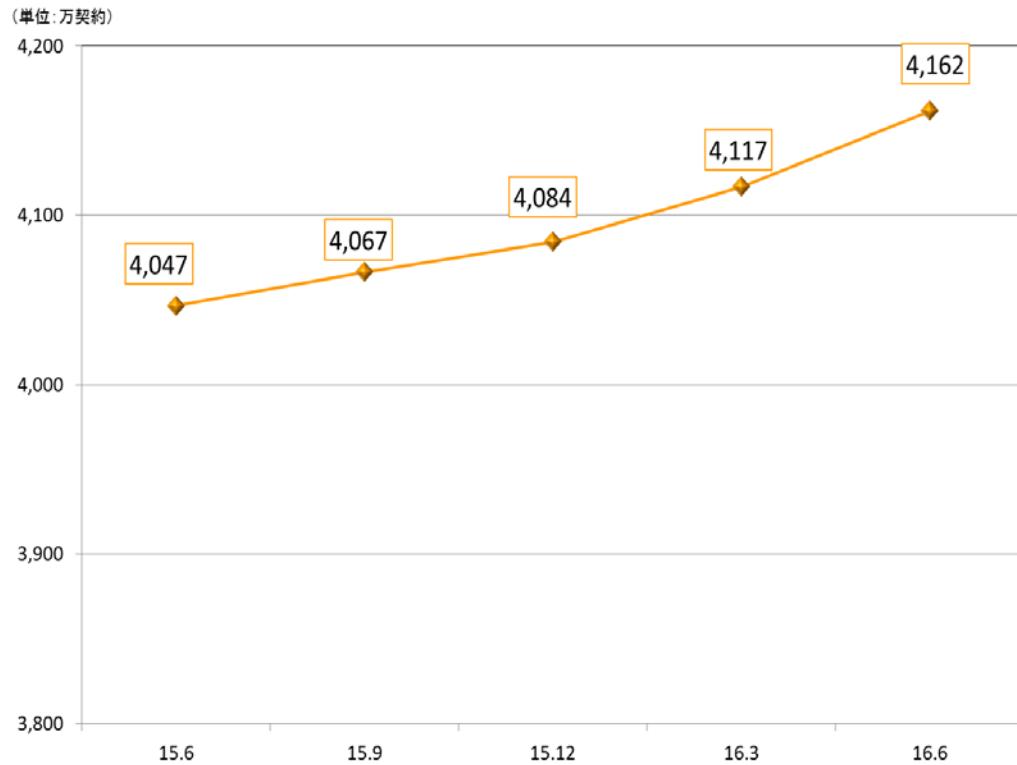


出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

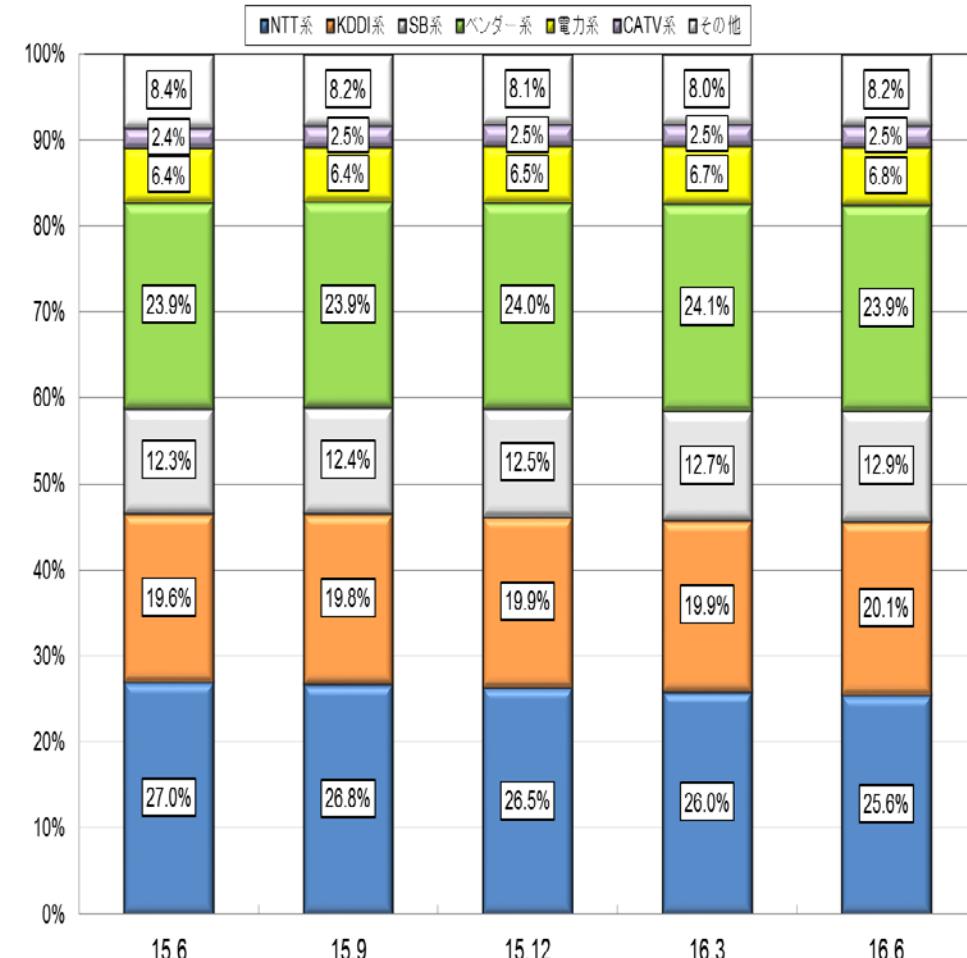
# ISP(固定系)の契約数及び事業者シェア

- ISP(固定系)の契約数は**4,162万**(前期比+1.1%、前年同期比+2.8%)と**増加傾向を維持**している(2016年6月末)。
- KDDI系のシェア(20.1%、前期比+0.2ポイント、前年同期比+0.5ポイント)、ソフトバンク系のシェア(12.9%、前期比+0.2ポイント、前年同期比+0.6ポイント)及び電力系のシェア(6.8%、前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.4ポイント)は**増加傾向を維持**し、NTT系のシェア(25.6%、前期比▲0.4ポイント、前年同期比▲1.4ポイント)は**減少傾向**にある。

【ISP(固定系)の契約数】



【ISP(固定系)契約数における事業者シェア】



- (注1) NTT系のシェアには、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。  
 (注2) KDDI系のシェアには、KDDI、中部テレコミュニケーション、J:COMグループ等が含まれる。  
 (注3) ソフトバンク系のシェアには、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。  
 (注4) ベンダー系のシェアには、ビッグローブ、ソネット、ニフティ等が含まれる。  
 (注5) 電力系のシェアには、ケイ・オプティコム、STNet、九州通信ネットワーク等が含まれる。  
 (注6) 2016年6月末期の契約数については、速報値として集計したものを用いている。

## サービス卸の卸契約数が3万以上の卸先事業者・卸契約数

- サービス卸の卸契約数が3万以上の卸先事業者(12者)の卸契約数は、サービス卸の卸契約数全体の90%以上を占めている(2016年6月末)。

委員限り

# (参考) 卸先事業者の提供サービス例

(2016年9月1日現在)

事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光 (ISP料金一体型(タイプA))	5,200円 ・モバイルと光回線のセット販売
			・モバイルとのセットで、セット料金を <b>1家族当たり最大3,200円引き</b>
	ソフトバンク	SoftBank光 5,200円	5,400円 ・モバイルや電気と光回線のセット販売 ・モバイルとのセットで、モバイル料金を <b>最大2,000円(税込)引き</b> ※ 1家族当たり最大10回線まで適用可
			・電気とのセットで、光回線料金を <b>最大300円(税込)引き</b>
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光 5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・MVNOとのセットで、モバイル料金を <b>200円引き</b> ※ 1家族当たり最大5回線まで適用可
	NTTぷらら	ぷらら光 4,800円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・ひかりTVとのセットで、ひかりTVを <b>1,600円引き</b> ・MVNOとのセットで、セット料金を <b>200円引き</b> ※ 5回線まで適用可
	インターネットイニシアティブ (IIJ)	IIJmioひかり 4,960円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・MVNOとのセットで、光回線料金を <b>600円引き</b>
	ソネット	So-net光 コラボレーション 4,500円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・auスマホ等とのセットで、光回線料金を <b>最大1,200円引き</b>
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMヒカリ 5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・MVNOとのセットで、モバイル料金を <b>最大300円引き</b> ※ 最大5回線まで適用可
	ニフティ	@nifty光 4,500円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・auスマホ等とのセットで、光回線料金を <b>最大1,200円引き</b>
ISP	ビッグローブ	ビッグローブ光 4,600円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・MVNOとのセットで、セット料金を <b>300円引き</b> ・電気とのセットで、光回線料金を <b>100円引き</b>
	U-NEXT	U-NEXT 光コラボレーション 4,980円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・MVNO2回線とのセットで、セット料金を <b>1,160円引き</b> ※ MVNO2回線以上から割引、1家族当たり最大5回線まで適用可。 MVNO回線数に応じて割引額が変動し、5回線で4,100円引き。
(参考)	NTT東日本	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ 5,200円～	4,700円+プロバイダ料金(500円～)

(注1) 特段の記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・新規回線・長期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金。

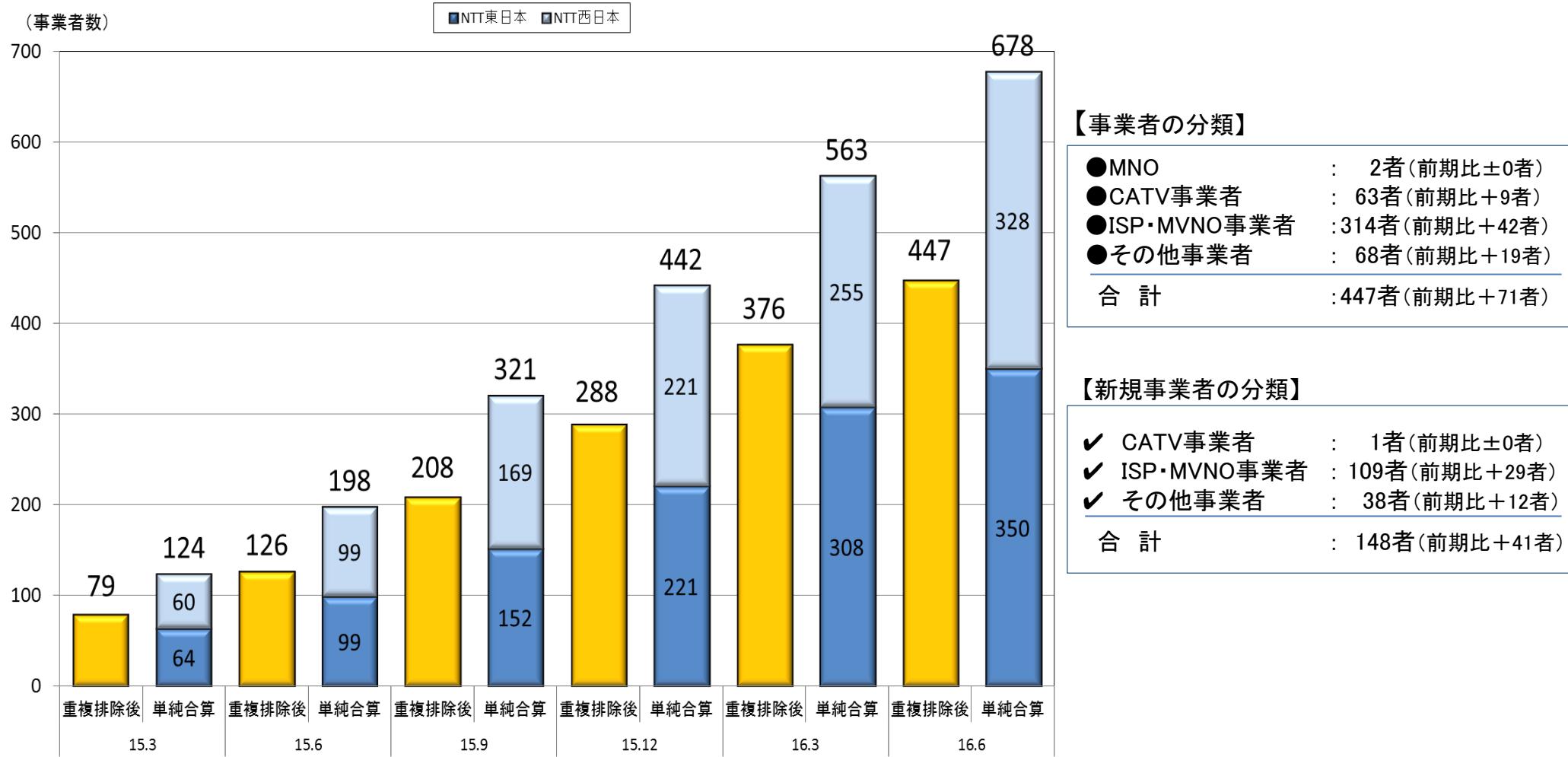
ただし、モバイル等他サービスへの加入を条件とする割引、学割等の特定の属性のユーザーのみを対象とする割引、ポイント付与による実質負担額の割引等は含まない。

(注2) 割引額は、特段の記載がない限り、1回線当たりの額。

出所:各社HPの情報を基に作成

# サービス卸の卸先事業者数

- 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合では**447者**(前期比+71者、前年同期比+321者)(2016年6月末)。重複を排除しない単純合算の場合では678者(前期比+115者、前年同期比+480者)。  
(参考)NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者:231者 NTT東日本のみの事業者:119者 NTT西日本のみの事業者:97者
- サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は**148者**(前期比+41者、前年同期比+138者)。



# (参考) 卸先事業者一覧

## NTT東西(231者)

有限公司アーク未来研究所	株式会社オーティ・コムネット	株式会社ティーガイア	株式会社フォトロン
株式会社アーツネットウェーブ	株式会社沖創工	株式会社ティーネットシステム	富士ゼロックス株式会社
株式会社川グローバルソリューションズ	株式会社オフィス24	D.U-NET株式会社	富士通株式会社
株式会社IMS	株式会社オフィスリンク	デジコン株式会社	株式会社富士通システムズアプリケーション & サポート
株式会社アイエフネット	株式会社オリンポス	株式会社テックフォースレボ	株式会社富士通マーケティング
株式会社アイキューブ・マーケティング	株式会社北電子	株式会社テレコメディア	富士フィルムメディカル株式会社
株式会社アイ・コミュニケーション	株式会社キューネットワークス	株式会社テレ・マーカー	株式会社フーチャーイン
株式会社アイディアス	キンキテレコム株式会社	株式会社電算システム	フリー・ピット株式会社
ITX株式会社	株式会社グローバライズ	株式会社TOKAIコミュニケーションズ	株式会社PRESIDE
株式会社アイティーエム	Global Advanced Communications合同会社	トータルコミュニケーションズ株式会社	株式会社ブルーウェイ
株式会社アイティフォー	株式会社グローバルネットコア	株式会社Twelve	株式会社フルタイムシステム
株式会社アイテム	株式会社GLOBALWORKS	東芝テックソリューションサービス株式会社	株式会社フレックス
株式会社アイピー・シー・ワールド	株式会社ケンペー	株式会社東名	株式会社プロードバンドタワー
アクアクララ株式会社	株式会社コアラ	株式会社トップ	株式会社Flowroute Japan
アクティブ・アフェアーズ合同会社	株式会社廣済堂	株式会社トムス	株式会社ベネフィットジャパン
あくびコミュニケーションズ株式会社	コニカミノルタジャパン株式会社	トラムシステム株式会社	北電情報システムサービス株式会社
株式会社朝日ネット	株式会社コペル	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	株式会社ホワイトサポート
アジルクラウド株式会社	サクサ株式会社	ナカヨ電子サービス株式会社	株式会社マイメディア
株式会社アステック	株式会社サンオーコミュニケーションズ	那須インフォネット株式会社	丸紅テレコム株式会社
アドバンストテクノロジー株式会社	株式会社サンソフト	株式会社No.1	株式会社ミツウロコ
アトラスデザインワークス株式会社	株式会社G. I. N	株式会社日友インターナショナル	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
アライドテレシス株式会社	株式会社C-S-R	ニフティ株式会社	株式会社みらい町内会
アルテリア・ネットワークス株式会社	株式会社ジェイシーエス	一般社団法人日本ICTスクール協会	株式会社明伸通信
株式会社アルバス	株式会社J.C.O.S	日本システムウエア株式会社	メディアウェイブシステムズ株式会社
株式会社イーエムアイ	ジェットインターネット株式会社	有限会社日本情報通信東北	メディアサプライ・インターナショナル株式会社
株式会社イージェーワークス	株式会社ジェネス	日本通信機器株式会社	株式会社YoutH
株式会社e-style	株式会社シグナル	日本電気株式会社	株式会社U-NEXT
株式会社イーストブリッジ	株式会社シグマライン	日本メディアシステム株式会社	ユニアデックス株式会社
株式会社e-Flap	株式会社SIM	株式会社NEXT BB	楽天コミュニケーションズ株式会社
因幡電機産業株式会社	ジャパンケーブルキャスト株式会社	株式会社ネクスト・ブレイン	ラディックス株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社ジャパンコミュニケーションズインスティテュート	株式会社ネスク	株式会社ラネット
株式会社インテック	株式会社シュガー・ラッシュ	株式会社ネットワーク・コーポレーション	株式会社ランシステム
株式会社インボイス	株式会社スーパーリージナル	株式会社ノーバス	リコージャパン株式会社
株式会社ワイザス	スター・ティア株式会社	株式会社Hi-Bit	株式会社リンクス
エキサイト株式会社	スター・ネット株式会社	株式会社ハイホー	株式会社ルーク
株式会社エディオン	株式会社スピーディア	株式会社ピーシーデボコ・ボレーション	レカム株式会社
NECネクサソリューションズ株式会社	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	東日本エスコム株式会社	株式会社ロード
NDS株式会社	株式会社セキュリティエージェント	ヒカリアル株式会社	株式会社ワールド・ホテル・コミュニケーションズ
株式会社エヌディエス	総合警備保障株式会社	ビジネスフォン株式会社	株式会社WiFiシェア
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ソネット株式会社	株式会社日立システムズ	
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	ソネットビジネスアソシエイツ株式会社	ビッグローブ株式会社	
株式会社NTTドコモ	株式会社ソフィア	株式会社ヒト・コミュニケーションズ	
株式会社エヌ・ティ・ティピ・シーコミュニケーションズ	ソフトバンク株式会社	株式会社ファイバー・プラス	
株式会社NTTぶらら	株式会社ソフトプランナー	株式会社ファミリアリンク	
株式会社エフティグループ	株式会社タイムリー	フィード株式会社	
エフ・ピットコミュニケーションズ株式会社	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	フェイスイノベーションサービス株式会社	
株式会社エム・エム・ピー・ジー総研	株式会社TSUTAYA	株式会社フォーバルテレコム	
株式会社大塚商会	株式会社DEX	フォーラムフロンティアネットワーク株式会社	

(注) 非公開となっている事業者については事業者名を掲載していないため、記載の事業者名の合計と事業者数は一致しない(次頁において同じ。)。

## NTT東日本のみ(119者)

株式会社Ai.Connect  
 株式会社IC-NET  
 株式会社ITソリューション  
 株式会社アイテック  
 株式会社秋田ケーブルテレビ  
 株式会社アクティブワークス  
 株式会社あさひ共済  
 厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社  
 株式会社アレックス  
 株式会社アロワーズ  
 有限会社安房ネット  
 有限会社アンサーシステム  
 株式会社イースト・コミュニケーションズ  
 株式会社飯田ケーブルテレビ  
 株式会社ietty  
 株式会社一関ケーブルネットワーク  
 株式会社いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ  
 イツツ・コミュニケーションズ株式会社  
 茨城インターネット株式会社  
 岩手ケーブルテレビジョン株式会社  
 株式会社上田ケーブルビジョン  
 宇都宮ケーブルテレビ株式会社  
 株式会社HJP Corporation  
 株式会社SJC  
 株式会社FSコンサルティング  
 株式会社エヌ・シィ・ティ  
 エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社  
 エルシープライ株式会社  
 株式会社オーレンス

株式会社帯広シティーケーブル  
 角栄ガス株式会社  
 株式会社かしのき  
 株式会社カナジュウ・コーポレーション  
 川崎インターネット株式会社  
 関越ネットワークシステム株式会社  
 有限会社 銀座堂  
 株式会社グッドライフOS  
 クラースネット株式会社  
 株式会社グリーンテック  
 一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス  
 株式会社コーデック  
 生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合  
 株式会社広域高速ネット二九六  
 株式会社庚伸  
 株式会社サンライズシステムズ  
 株式会社サンワ  
 株式会社シーエーティーピイ富士五湖  
 株式会社ジェイ・エス・エス  
 株式会社ジェイ・エス・ディー  
 株式会社ジェイ・ファクトリー  
 株式会社J・O・Y  
 上越ケーブルビジョン株式会社  
 株式会社常口アトム  
 ジョルダン株式会社  
 株式会社ジンオフィスサービス  
 学校法人信学会  
 株式会社新昭和  
 学校法人聖マリア学園

一般社団法人全国中小企業支援団体連合会  
 仙台CATV株式会社  
 有限会社スガワラ電化  
 須高ケーブルテレビ株式会社  
 ソピアフォンス株式会社  
 ソフトイーサ株式会社  
 大栄電子株式会社  
 株式会社ダイバーシティメディア  
 蓼科ケーブルビジョン株式会社  
 株式会社千葉測器  
 株式会社Dコーポレーション  
 株式会社DTS  
 株式会社TTKテクノ  
 有限会社テクノプライズ  
 株式会社デラ  
 株式会社テルベル  
 株式会社でんきち  
 株式会社トーエイ  
 株式会社ドヴア  
 東京ベイネットワーク株式会社  
 東北インテリジェント通信株式会社  
 株式会社トミザワ  
 有限会社トリトンハウス  
 株式会社ドルフィンインターナショナル  
 株式会社長野県協同電算  
 長野県パトロール株式会社  
 一般社団法人なのはなシニアサポート  
 株式会社新潟通信サービス  
 株式会社日本アイティ技能普及協会

日本・アルカディア・ネットワーク株式会社  
 ニューデジタルケーブル株式会社  
 有限会社ネットサポート  
 株式会社ネットジャパン  
 伯東株式会社  
 株式会社パスカル  
 ピーズ情報サービス株式会社  
 有限会社ヒーローネット  
 ヒカリラインサービス株式会社  
 ビット・パーク株式会社  
 株式会社Bestエフオート  
 有限会社ファックス仙台  
 富士防災警備株式会社  
 株式会社Brave International  
 株式会社ProntoNet  
 有限会社マスター  
 株式会社ミツワ堂  
 有限会社ミニマックス  
 宮城ケーブルテレビ株式会社  
 株式会社ミライト・テクノロジーズ  
 株式会社無限  
 YOUテレビ株式会社  
 特定非営利活動法人ゆーとぴあネット  
 株式会社ゆあさ  
 株式会社米山商事  
 リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社

## NTT西日本のみ(97者)

株式会社アクセル  
 株式会社アットアイ  
 株式会社アミックスコム  
 アルファコミュニケーションズ株式会社  
 石見銀山テレビ放送株式会社  
 有限会社ウィル  
 株式会社ワイン  
 株式会社SIS  
 株式会社STSビジネスプロモーション  
 株式会社N-west  
 株式会社エヌティーソリューション  
 株式会社NTS通信サービス  
 株式会社オーニ・エヌ・アイ  
 関西ブロードバンド株式会社

株式会社Kido Corporation  
 株式会社キューネット  
 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社  
 近畿コンピュータサービス株式会社  
 株式会社グッドコミュニケーションズ  
 株式会社倉敷ケーブルテレビ  
 株式会社Gleaner  
 クリエイティブリンク株式会社  
 株式会社ケーブルテレビ佐伯  
 株式会社ケーブルテレビジョン島原  
 株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸  
 コミュニティー通信株式会社  
 株式会社コメットウェブ  
 株式会社四国中央テレビ

住宅設備アシスト株式会社  
 第一警備保障株式会社  
 株式会社ダイプロ  
 高岡ケーブルネットワーク株式会社  
 ティエラーク株式会社  
 株式会社TOKAIケーブルネットワーク  
 株式会社トコちゃんねる静岡  
 となみ衛星通信テレビ株式会社  
 株式会社ドリームフォース  
 株式会社ニイカワポータル  
 西尾張シーエーティーヴィ株式会社  
 日本ガード株式会社  
 日本中央テレビ株式会社  
 日本電通株式会社

株式会社にんじんネット  
 株式会社ハートネットワーク  
 株式会社ふれあいチャンネル  
 株式会社文尚堂  
 株式会社坊っちゃん電力  
 ミテネインターネット株式会社  
 南九州ケーブルテレビネット株式会社  
 宮古テレビ株式会社  
 株式会社ミライク  
 有限会社メディアちゃんぶる沖縄  
 有限会社竜王メディアセンター  
 レックサービス株式会社

# サービス卸を活用した新たなサービス例

- サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者は**148者**(2016年6月末)。印刷・ITソリューション、WEBマーケティング、医療・介護・高齢者支援、歯科・医療機器販売、住宅用ガス機器販売、エネルギー事業などの**様々な分野**からの参入も進み、新サービスが提供され始めている。

(2016年9月1日現在)

事業者名	サービス概要
株式会社廣済堂 (印刷・ITソリューション、人材ソリューション)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設や商業施設のインバウンド対策を、公衆無線LAN(Wi-Fi)整備等によって支援するサービスの一環として「KOSAIDO光サービス」を提供</li> </ul>
株式会社トムス (WEBマーケティング等企業支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行かなくても、乗らなくても、買わなくても」全国のローカル鉄道を支援することができる仕組みとして「ローカル線光GO」を提供</li> <li>月額6,000円(プロバイダ料金込み、指名された鉄道会社に収益の一部を還元)</li> </ul>
一般社団法人なのはなシニアサポート (高齢者支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>シニア向けに脳トレアプリ等の利用が可能なタブレット付きの「なのはな光」を提供</li> <li>月額6,000円(プロバイダ料金・タブレット代込み)</li> </ul>
パーパス株式会社 (住宅用ガス機器・情報ソフトウェア等製造販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス事業者向けに「パーパスひかり」を提供</li> <li>HEMS(Home Energy Management System)コントローラー、コンテンツ配信、電気をバンドルし、ガス事業者による「ガス＆エコジョーズ＋通信＋電力＋コンテンツ」のカルテット販売を支援</li> </ul>
フィード株式会社 (歯科・医療機器等販売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医院向けに毎月2,000円のクーポンが付与される「フィード光」を提供</li> <li>月額4,980円+プロバイダ料金</li> </ul>
株式会社ミツウロコ (エネルギー事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エキサイト(ISP事業者)と業務提携し、エネルギー顧客向けに「ミツウロコ光」を提供</li> </ul>
株式会社みらい町内会 (メディカル・ケア・サービス、介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守りやホームセキュリティなどの各種サービス利用に必要な通信インフラとなる「みらいコラボ光」を提供</li> </ul>

(注) サービス概要を公表している事業者について記載

出所:各社HP等の情報を基に作成

## 4 今後の対応について

---

# 今後の対応について

- 総務省においては、引き続き、NTT東西のサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応状況、サービス卸の提供条件等の公平性、適正性の確保状況、固定系ブロードバンド市場(FTTH、CATV、ADSL)及び隣接市場(モバイル、ISP)の動向把握に努めるとともに、サービス卸の提供による公正競争環境や固定系ブロードバンド市場と隣接市場との間における影響についても注視していく。
- その際に、FTTH市場については、公正な競争を促進する観点から、接続料とサービス卸の料金水準やFTTH市場における「自己設置」「接続」「卸役務」の競争状況に関する検証も実施していく。
- サービス卸の提供が進む中、卸先事業者よりサービス提供に関する意見や要望が寄せられたことを踏まえ、NTT東西と卸先事業者との間の理解の醸成や懸念の解消等を図るため、事業者間協議を促進する。  
引き続き、卸先事業者に対するサービス提供状況について注視し、公正競争の確保等に支障が生じる場合には、迅速に所要の対応に取り組んでいく。
- FTTH市場の競争状況や卸先事業者等の業務の状況等については、総務省が策定した「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(平成28年7月)や「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(平成28年5月)に沿って、分析・検証を行っていく。  
また、不適切勧誘などの法令違反等が疑われる卸先事業者等に対しては、必要な調査を行い、指導等を実施していく。
- サービス卸の提供に係る透明性を確保する観点から、サービス卸に係る市場動向の分析等と併せて、引き続き、審議会への報告を実施していく。